

措置状況総括表

令和2年5月29日公表分

平成29年度監査テーマ:随意契約及び当該随意契約を含む事業について

指摘・意見の数 指摘17(うち措置済み17, 措置中0, 措置予定0, 検討中0, 不措置0) 意見111(うち措置済み107, 措置中4, 措置予定0, 検討中0, 不措置0) 提言1(うち措置済み0, 措置中1, 措置予定0, 検討中0, 不措置0)

担当課別の措置状況 (※1つの指摘・意見が複数の課等にまたがる場合があるため, 上記「指摘・意見の数」とは一致しない。)

担当課等	措置状況					指 摘					意 見					提 言					
	措置済み	措置中	措置予定	検討中	不措置	措置済み	措置中	措置予定	検討中	未措置	措置済み	措置中	措置予定	検討中	未措置	措置済み	措置中	措置予定	検討中	未措置	
危機管理政策課	1	1									2	2									
消防保安課											3	3									
市町村課	2	2									5	5									
管財課	1	1									8	4	4			1	1				
スポーツ振興課											3	3									
国保・自立支援課											4	4									
長寿いきがい課											9	9									
長寿いきがい課生涯健康室	1	1									8	8									
新未来産業課	1	1									5	5									
労働雇用戦略課											3	3									
観光政策課											19	19									
観光政策課海外誘客室											16	16									
にぎわいづくり課	7	7									7	7									
もうかるブランド推進課	2	2									7	7									
水産振興課											5	5									
住宅課											2	2									
東部県土整備局<徳島>	2	2									7	7									
合計(※)	17	17									113	109	4			1	1				
構成比	100%	100.0%									100%	96.5%	3.7%			100%	100.0%				

(参考)

令和元年5月31日公表分

指摘・意見の数 指摘17(うち措置済み17, 検討中0, 未措置0) 意見111(うち措置済み106, 検討中5, 未措置0)

平成30年9月28日公表分

指摘・意見の数 指摘17(うち措置済み17, 検討中0, 未措置0) 意見111(うち措置済み97, 検討中14, 未措置0)

措置状況一覧表

平成29年度監査テーマ：随意契約及び当該随意契約を含む事業について

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
8-12	1 徳島県立防災センター展示装置等保守点検業務	<p>見積書の内容を精査して減額交渉をすべきであり、減額交渉の過程を明確に残すべきである。 今後、本件事業に限らず、将来のメンテナンスを要する設備を導入する際には、メンテナンスの見通しや費用の概算に関する情報も収集し、それを記録化して引き継ぎ、メンテナンスを依頼する際の交渉材料に活用すべきである。(意見-1)</p>	<p>令和元年度においても、引き続き、見積依頼をする前段階の作業として、保守の実施項目等について業者と十分な協議を行い、精査した上で仕様書を作成した。その結果、当初予算額と比較して令和元年度の契約額を減額することができた。 なお、当課において将来のメンテナンスを要する設備を導入する予定は当面ないが、導入する際は、将来のメンテナンス等、先のことも見据えて情報を収集し、その情報を生かして、メンテナンスを計画的に行うこととしている。 (危機管理政策課)</p>	(その後の取組)
		<p>見積書の提出依頼、委託契約締結の決裁、委託業務完了承認の決裁、いずれの起案書においても、決裁日の記載がなかった。 決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後で確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-2)</p>	<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度においては、見積依頼をする前段階の作業として、保守の実施項目等について業者と十分な協議を行い、精査した上で仕様書を作成した。その結果、当初予算額と比較して平成30年度の契約額を減額することができた。 なお、当課において将来のメンテナンスを要する設備を導入する予定は当面ないが、導入する際は、将来のメンテナンス等、先のことも見据えて情報を収集し、その情報を生かして、メンテナンスを計画的に行うこととする。 (危機管理政策課)</p>	措置済み
		<p>見積書の提出依頼、委託契約締結の決裁、委託業務完了承認の決裁、いずれの起案書においても、決裁日の記載がなかった。 決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後で確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-2)</p>	<p>見積書の提出依頼、委託契約書の決裁、委託業務完了承認の決裁をはじめ、全ての起案書について、決裁日等を記載しており、適切に事務処理を行っている。なお、令和元年度においても、適正な文書事務の執行を図るため、引き続き、監察局法制文書課長通知「文書事務の適正な執行について(通知)」の周知徹底を図るとともに、関係職員の相互確認による重層的チェックを行った。 (危機管理政策課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの起案書の施行の際には決裁日の入力</p>	措置済み

			<p>を行っているものの、起案書への記載（手書き）ができていなかったため、今回意見をいただいた見積書の提出依頼、委託契約書の決裁、委託業務完了承認の決裁、以上の起案書について、決裁日を記載した。今後、このようなことが起こらないように「文書事務の適正な執行について（通知）」を課員に周知徹底した。</p> <p style="text-align: right;">（危機管理政策課）</p>	
		<p>委託業務完了承認の決裁を受けるための起案書において、「件名」欄の記載が砂消しゴムで訂正されていた。砂消しゴムによる訂正は、許されない。（指摘－1）</p>	<p>令和元年度においても、適正な文書事務の執行を図るため、引き続き、「文書事務の適正な執行について（通知）」の周知徹底を図るとともに、関係職員の相互確認による重層的チェックを行った。</p> <p style="text-align: right;">（危機管理政策課）</p>	（その後の取組）
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 今後、このようなことが起こらないように「文書事務の適正な執行について（通知）」を課員に周知徹底した。</p> <p style="text-align: right;">（危機管理政策課）</p>	措置済み
13-20	2 消防防災ヘリコプター予備部品及び特殊工具の購入			
		<p>本契約締結の許可を得るための起案書に決裁年月日の記載がなかった。決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。（意見－3）</p>	<p>令和元年度においても、適正な文書事務の執行を図るため、引き続き、「文書事務の適正な執行について（通知）」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載については、文書編さん時に再確認するなど、関係職員の相互確認による重層的チェックを行った。</p> <p style="text-align: right;">（消防保安課）</p>	（その後の取組）
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの起案書の施行の際には決裁年月日の入力を行っているものの、起案書への記載（手書き）ができていなかったため、今回意見をいただいた起案書について、決裁年月日を記載した。今後このようなことが生じないように、「文書事務の適正な執行について（通知）」を課員に周知した。</p> <p style="text-align: right;">（消防保安課）</p>	措置済み
		<p>予備部品等の保管問題が生じないよう、予備部品等の納入時期をヘリコプター本体の納入時期に合わせることに付いて、保管期間を延長した場合の保管費用の増額も含めて、繰越の措置を検討するべきであった。（意見－4）</p>	<p>ヘリコプターの次回の機体更新は20年近く先になるが、次回更新時においては、予備部品等の納入時期を含めて予め十分に検討し、本体の納入時期と同時期となるよう検討することとしている。</p> <p style="text-align: right;">（消防保安課）</p>	（その後の取組）
			<p><参考：平成30年9月28日公表分></p>	

			<p>次回、ヘリコプターの更新時においては、予備部品等の納入時期をヘリコプター本体の納入時期と同時期となるよう検討することとした。</p> <p>(消防保安課)</p>	措置済み
		<p>本事業の契約金額(76,040,056円)は、予定価格(78,400,000円)に対し、約3%低くはなっているが、一連の手続きの流れの中で、予定価格などの金額の適正性をどのようにチェックしたのか分からない。他県等の取引事例を参考に予定価格を算定するべきであるし、そもそも本件と同じ機種を購入した他県においては、予備部品や特殊工具を購入しないという選択をしたところもあるようなので、本事業の予算を組む段階で、購入する予備部品や特殊工具の範囲を、その金額も考慮に入れながら検討するべきである。(意見-5)</p>	<p>ヘリコプターの次回の機体更新は20年近く先になるが、次回更新時においては、予備部品及び特殊工具の購入契約について、予算編成の段階から他県等の取引事例を参考に、購入予定の予備部品及び特殊工具の範囲や予定価格について算定することとしている。</p> <p>(消防保安課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分></p> <p>次回、ヘリコプターの更新時における、予備部品及び特殊工具の購入契約では、他県等の取引事例を参考に予定価格を算定することとした。</p> <p>また、その際は、そもそも予算を組む段階で、購入する予備部品及び特殊工具の範囲を、その金額も考慮に入れながら検討することとした。</p> <p>(消防保安課)</p>	措置済み
21-27	3 第24回参议院議員通常選挙に係る諸印刷物の作成	<p>執行委託伺いの「支出予定金額」欄の「9,500,000円」という記載が、砂消しゴムで「12,500,000円」に書き換えられていた。決裁済みの書類の「支出予定金額」欄の記載を砂消しゴムで書き換えることは許されない。(指摘-2)</p>	<p>平成31年4月7日執行の徳島県知事選挙及び徳島県議会議員一般選挙、令和元年7月21日執行の参议院議員通常選挙、同年10月27日執行の徳島県議会議員補欠選挙(以下この項において「平成31年度(令和元年度)執行選挙」という。)においては、担当者間の打合せ会などで、改めて人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図り、関係規程等に基づいた適切な事務処理を行った。</p> <p>今後とも正確な選挙事務に努める。</p> <p>(市町村課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分></p> <p>今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、平成30年3月26日課内において研修を実施したほか、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図った。</p> <p>(市町村課)</p>	措置済み
		<p>予定価格を設定した書類が確認できないのは、県契約事務規則第31条に反するものである。予定価格を見積</p>	<p>平成31年度(令和元年度)執行選挙においても、担当者間の打合せ会などで、見積徴収伺いにも予定価格を記載する</p>	(その後の取組)

<p>徴収伺いに記載するなど、今後はこのようなことがないように留意していただきたい。(指摘-3)</p>	<p>など、関係規程等に基づいた適切な事務処理を行うよう周知徹底を図った。 (市町村課)</p>	<p>措置済み</p>
<p>各候補者から原稿を受領した際に、その内容を十分に確認すべきであったし、委託先の印刷業者から原版及び試刷り原稿を受領した際にも、その内容を十分に確認すべきであった。そのようにすることにより、再印刷しなくて済んだ可能性がある。(意見-6)</p>	<p>平成31年度(令和元年度)執行選挙においては、担当者間の打合せ会などで、原稿等の確認をしっかりと行うよう、周知徹底を図った結果、再印刷はなかった。 今後とも正確な選挙事務に努める。 (市町村課)</p>	<p>(その後の取組)</p>
<p>実績に基づく確実性を評価するだけでは、多数の印刷業者が存在する状況下では2号随意契約の理由が成り立つとは思われない。 「過去の実績」以外の理由については、入札の際の条件を工夫することで対応できると思われる。 本事業については、2号随意契約とする合理的な理由がないと思われるので、競争入札の導入を考えるべきである。(意見-7)</p>	<p>令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙においては、4月に執行した徳島県知事及び徳島県議会議員一般選挙と同様に入札が可能なもの(①投票用紙、②選挙公報、③氏名等掲示用紙)について、それぞれ指名競争入札を行った。 この結果、①投票用紙及び②選挙公報(選挙区)では3者、③氏名等掲示用紙については4者から応札があり、いずれも競争性の確保が図られた。 (市町村課)</p>	<p>(その後の取組)</p>
	<p><参考：令和元年5月31日公表分> 平成31年4月7日執行の徳島県知事及び徳島県議会議員</p>	<p>措置済み</p>

	<p>一般選挙においては、資格者名簿（※）に登載されている県内の印刷業者に対して予め選挙関係印刷業務に係る受託可否の調査をした上で、入札が可能なもの（①投票用紙、②選挙公報、③氏名等掲示用紙）について、それぞれ指名競争入札を行った。</p> <p>また、入札の際の条件に「県選挙管理委員会書記の立会・作業スペースを確保すること」、「印刷時の秘密保持が確保されること」、「印刷物保管のため施錠できる部屋を確保すること」、「市町村選挙管理委員会が受け取りに来るためのスペースを確保すること」及び「無投票の場合作成を中止する場合があること」等を付することで、選挙の管理執行業務に支障を来さないよう努めた。</p> <p>この結果、②選挙公報では2者、①投票用紙及び③氏名等掲示用紙については3者から応札があり、いずれも競争性の確保が図られた。</p> <p>今後も、引き続き可能な限りすべて競争入札を通じて委託するよう努める。</p> <p>（※）資格者名簿 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱による資格審査を受け資格を有すると認められた者を登載している、物品の購入等の契約に係る一般競争入札（指名競争入札）参加資格者名簿 (市町村課)</p>	
	<p><参考：平成30年9月28日公表分> 県内の他の印刷業者に対し、選挙関係印刷業務に係る受託可否を調査した上で、可能なものについてはすべて競争入札を通じて委託するよう準備を進めている。 (市町村課)</p>	検討中
<p>当初の契約書に記載された年月日が平成28年5月20日であり、公印が使用されたのが平成28年9月1日である。変更契約の契約書に記載された年月日が平成28年6月24日であり、公印が使用されたのが平成28年10月18日である。これらは、あまりにも遅すぎる。適切な時期に契約書を作成しなければならない。 (意見-8)</p>	<p>平成31年度（令和元年度）執行選挙においても、担当者間の打合せ会などで、関係規程等に基づいた適切な事務処理を行うよう周知徹底を図ったほか、複数職員によるダブルチェックなどにより、契約書作成事務を適切に行った。 (市町村課)</p>	(その後の取組)
	<p><参考：平成30年9月28日公表分> 今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、平成30年3月26日課内において研修を実施したほか、契約書作成の遅延防止に向け、複数の職員により進行管理を行うこととした。 (市町村課)</p>	措置済み

		<p>執行委託何の決裁日の記載が鉛筆書きであった。鉛筆書きでの記載は不適切である。(意見-9)</p>	<p>平成31年度(令和元年度)執行選挙においても、担当者間の打合せ会などで、関係規程等に基づいた適切な事務処理を行うよう周知徹底を図り、当該執行委託何の決裁日等はボールペン書きとしている。</p> <p>(市町村課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考:平成30年9月28日公表分> 当該執行委託何の決裁日をボールペン書きに改めた。今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、平成30年3月26日課内において研修を実施したほか、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図った。</p> <p>(市町村課)</p>	措置済み
		<p>見積書の提出依頼、委託契約締結の決裁、変更契約に関する見積書の提出依頼、変更契約締結の決裁、いずれの起案書においても、決裁日の記載がなかった。決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後で確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-10)</p>	<p>平成31年度(令和元年度)執行選挙においても、担当者間の打合せ会などで、関係規程等に基づいた適切な事務処理を行うよう周知徹底を図り、起案書(紙)に決裁日等を記載している。</p> <p>(市町村課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考:平成30年9月28日公表分> 起案書は電子決裁システムを用いて作成しており、決裁の際にはシステムへ決裁日の入力を行っているものの、起案書(紙)への記載ができていなかったものである。平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙に係る諸印刷物の作成においては、システム入力のほか、起案書(紙)に決裁日を記載している。今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、平成30年3月26日課内において研修を実施したほか、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図った。</p> <p>(市町村課)</p>	措置済み
28-31	4 県庁来庁者駐車場等整理業務			
		<p>委託先が雇用する離職者の数に応じて、業務委託の範囲や内容を見直し、優遇措置を調整していかなければならない。離職者対策の趣旨の範囲内であることを十分吟味しながら、事業継続の中身を検討すべきである。(意見-11)</p>	<p>本件委託業務については、委託先の離職者雇用が終了した際に再度、検討を行うこととしている。</p> <p>(管財課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考:令和元年5月31日公表分> 業務の機械化等、見直しの検討を行ったが、現在より経費の増加が見込まれるため、当面は現在の業務委託を継続し、</p>	措置済み

		<p>委託先の離職者雇用が終了した際に再度検討を行う。 (管財課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 委託業務の内容について、離職者対策であることを念頭において関係機関と調整を行い、検討する。 (管財課)</p>	検討中
	<p>委託先から提出された委託業務完了検査請求書に記載された年月日が、県の担当者によって砂消しゴムで書き換えられていた。相手方の了解を得た上とはいえ、委託先から提出された文書の内容を、砂消しゴムで書き換えることは許されない。(指摘-4)</p>	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、委託先から提出を受けた文書に誤りを発見した場合は、修正を依頼し、再提出を受けることについて周知徹底を図った。 (管財課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 課内研修を実施し、徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うこと、また、委託先から提出を受けた文書に誤りを発見した場合は、修正を依頼し再提出を受けることについて周知徹底を図った。 (管財課)</p>	(その後の取組) 措置済み
	<p>委託契約締結の決裁の起案書において、決裁日の記載がなかった。 決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後で確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-12)</p>	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載を徹底した。 (管財課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの起案書の施行の際には決裁年月日の入力を行っているものの、起案書への記載(手書き)ができていなかったため、今回意見をいただいた起案書について、決裁年月日を記載し是正を行った。 今後はこのようなことが生じないように、課内研修を実施し、徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うことについて周知徹底を図った。 (管財課)</p>	(その後の取組) 措置済み
32-35	5 徳島県6 合同庁舎中央監視・自動制御設備保守点検他業務	<p>契約当事者の代理人である支店長等との間で契約書を取り交わす場合、前文に当事者の記載がない以上、委託契約書の末尾の「受注者」は、まず契約の主体である「A株式会社」について記載し、そのうえで、「A株式会社」</p>	<p>令和元年度においても、契約の主体を明らかにするため、契約書後文中に契約の当事者である「受注者A株式会社」と記載し、末尾の受注者についての記載は従前どおり契約当事者の代理人である支店長とした。 (その後の取組)</p>

		<p>の代理人である「高松営業所所長」について記載すべきである。(意見-13)</p>	<p>(管財課)</p>	
		<p>見積書の提出依頼、委託契約締結の決裁、いずれにも決裁日の記載がなかった。 決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後で確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-14)</p>	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、「文書事務の適正な執行について(通知)」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載を徹底した。 (管財課)</p>	<p>(その後の取組)</p>
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの起案書の施行の際には決裁年月日の入力を行っているものの、起案書への記載(手書き)ができていなかったため、今回意見をいただいた起案書について、決裁年月日を記載し是正を行った。 今後はこのようなことが生じないように、課内研修を実施し、徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うことについて周知徹底を図った。 (管財課)</p>	<p>措置済み</p>
36-41	6 総合型地域スポーツクラブ運営力向上事業の委託	<p>本事業の予定価格の約9割を占めているのが人件費であることから、予定価格の算定に当たっては前年度実績を参考にするだけでなく、特定の者の確定等、相手先と十分調整・検討し積算すべきではないだろうか。 ただ、予定価格の算定期間では本事業を担当する者が決まっていないことから、とりあえず暫定的に金額を決定しておき、担当者が決まった段階で契約を締結するように今後は進めていただきたい。(意見-15)</p>	<p>令和元年度事業の予定価格算定においても、算定時における担当者の人件費を基準に暫定的に金額を決定し、担当者が決定した段階で再度積算し、契約を締結した。 (スポーツ振興課)</p>	<p>(その後の取組)</p>
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度事業の予定価格算定に当たっては、算定時における担当者の人件費を基準に暫定的に金額を決定し、担当者が決定した段階で再度積算し、契約を締結した。 (県民スポーツ課)</p>	<p>措置済み</p>
		<p>すべての起案書に決裁年月日、発送年月日の記載がなかった。決裁年月日、発送年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-16)</p>	<p>文書事務の執行については、関係規程に従うとともに、決裁日等の記載について特に留意するよう、周知徹底を行い、すべての起案書に決裁年月日、発送年月日等を記載している。 (スポーツ振興課)</p>	<p>(その後の取組)</p>

			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの起案書の施行の際には決裁年月日等の入力を行っているものの、起案書への記載（手書き）ができていなかったため、すべての起案書について、決裁年月日、発送年月日を記載し、是正した。 今後はこのようなことが生じないように、文書事務の執行については、関係規程に従うとともに、決裁日等の記載について特に留意するよう、周知徹底を行った。 (県民スポーツ課)</p>	措置済み
		<p>業務完了報告書に記載された経費の明細書について、関係証憑等の提出を求める必要があるのではないだろうか。委託業務の履行確認を適正に行うためにも、関係証憑等を提出させ、可能な限り実績との突合を行い、実績値を把握することにより、次年度以降の予算編成および事業運営に役立てていただきたい。(意見-17)</p>	<p>平成30年度の業務完了報告時においても、委託先から出勤簿、賃金台帳等実績値算定に係る関係証憑を提出させ、実績との突合を行い、実績値を把握した。この結果を令和2年度の予算編成及び事業運営に役立てた。 (スポーツ振興課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成29年度の業務完了報告時に、出勤簿、賃金台帳等実績値算定に係る関係証憑を提出させ、実績との突合を行い、実績値を把握した。この結果を平成31年度以降の予算編成および事業運営に役立てる。 (県民スポーツ課)</p>	措置済み
42-48	7 徳島県子どもの「家庭と学び」のサポート事業	<p>説明会の開催をもう少し早い時期に開催し、参加表明書の提出期限までの期間を十分にとっていただくとともに、参加表明書をインターネットでも受け付け、土日でも申し込みができる体制を確保することを検討していただきたい。(意見-18)</p>	<p>説明会から参加表明書の提出期限までの期間を十分にとるべきとの意見を踏まえ、令和2年度事業に係るプロポーザルにおいても前年度同様に、公募から説明会までの日数と、説明会から参加表明書の提出期限までの日数のバランスを考慮した上で、それぞれ9日と14日に設定した。 この結果、前年度に引き続き、説明会から参加表明書の提出期限までの期間を十分に確保することができた。 (国保・自立支援課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：令和元年5月31日公表分> 初めて参加する業者にとっては、説明会こそが本事業内容を理解する唯一の機会であるため、説明会から参加表明書の提出期限までの期間を十分にとるべきとの意見を受けた。 公募から参加表明書の提出期限までの日数が限られていることから、公募から説明会までの日数と、説明会から参加表明書の提出期限までの日数のバランスを考え、平成31年度事業に係るプロポーザルでは、それぞれ9日と14日に設定した。 この結果、説明会から参加表明書の提出期限までの期間を、</p>	措置済み

	<p>平成28年度事業に係るプロポーザル実施時と比較して十分（6日間→14日間：土日含む）確保することができた。 （国保・自立支援課）</p>	
	<p>＜参考：平成30年9月28日公表分＞ 平成30年度事業に係るプロポーザルでは、公募開始時期がゴールデンウィーク直前となったため、説明会に参加する側の調整に要する期間を考慮し、公募開始から説明会開催までの日数を、平成28年度事業に係るプロポーザル実施時より6日（14日間→20日間：土日祝含む）多く確保したが、説明会開催から参加表明書の提出期限までの日数は1日（6日間→7日間：土日含む）多く確保できただけであった。平成31年度事業に係るプロポーザルの実施においては、説明会開催から参加表明書の提出までの期間をさらに確保するよう努める。 また、プロポーザル参加表明書の提出方法については、全国の自治体においてサイバーセキュリティ対策を強化した結果、住民や民間業者からのメールや申請書類が届かないといったトラブルがあったことから、インターネットでの受付を採用することは見送ったが、これまで持参に留まっていたものを、平成30年度から郵送でも受け付けた。 （国保・自立支援課）</p>	<p>検討中</p>
<p>決裁年月日、発送年月日の記載がないもの、あるいは記載があっても鉛筆書きのものが散見された。決裁年月日、発送年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。また、鉛筆書きでの記載は不適切である。（意見－19）</p>	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載及びボールペン書きの徹底を図った。 （国保・自立支援課）</p>	<p>（その後の取組）</p>
	<p>＜参考：平成30年9月28日公表分＞ 電子決裁システムでの起案書の施行の際には決裁日の入力を行っているものの、起案書への記載（手書き）ができていなかったため、意見を受け、当該起案書の決裁年月日等を記載するとともに、鉛筆書きでの記載をボールペン書きに改めた。 今後は、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の周知徹底を図った。 （国保・自立支援課）</p>	<p>措置済み</p>
<p>本事業を学習教室事業と高校中退防止・家庭相談事業に分割し、学習事業についてはプロポーザル方式、高校中退防止・家庭相談事業については随意契約を採用する</p>	<p>令和元年度においても前年度同様、本事業を学習教室事業と高校中退防止・家庭相談事業に分割して実施するとともに、学習教室での学習支援を担当する事業については、公募型プ</p>	<p>（その後の取組）</p>

		<p>ことを検討していただきたい。利用者目線に立てば、相談相手は同じであることが望ましいことは言うまでもなく、また個人情報の拡散を防止するためにも随意契約を採用すべきである。もし、分割できないのであれば本事業を一体として随意契約を締結することも検討していただきたい。行政の目線ではなく、利用者の有益性を一番に考えた事業にし、さらなる成果を生み出すよう事業を継続していくべきである。(意見-20)</p>	<p>ロポーザル方式により委託先を決定し、高校中退防止・家庭相談事業については、これまで当該部分を担ってきた団体と随意契約を行った。 (国保・自立支援課)</p> <hr/> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度においては、本事業を学習教室事業と高校中退防止・家庭相談事業に分割した。 学習教室で学習の支援を担当する事業については、公募型プロポーザル方式により委託先を決定し、高校中退防止・家庭相談事業については、これまで当該部分を担ってきた団体と随意契約を行った。 (国保・自立支援課)</p>	<p>措置済み</p>
		<p>業務完了報告書に記載された経費の明細書について、関係証憑等の提出を求める必要があるのではないだろうか。委託業務の履行確認を適正に行うためにも、関係証憑等を提出させ、可能な限り実績との突合を行い、実績値を把握することにより、次年度以降の予算編成および事業運営に役立てていただきたい。(意見-21)</p>	<p>令和元年度においても前年度同様、委託業務の履行確認を適正に行うために、委託先に毎月業務活動記録の提出を求め、活動量の確認を行った。 また、委託先から関係証憑等の提出を求め、経費の明細書との突合を行った。この結果を次年度以降の予算編成及び事業運営に役立する。 (国保・自立支援課)</p>	<p>(その後の取組)</p>
			<p><参考：令和元年5月31日公表分> 平成30年度の委託業務の履行確認を適正に行うために、委託先に毎月業務活動記録の提出を求め、活動量の確認を行った。 また、委託先から関係証憑等の提出を求め、経費の明細書との突合を行った。この結果を次年度以降の予算編成および事業運営に役立てる。 (国保・自立支援課)</p>	<p>措置済み</p>
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度の業務完了時には、それぞれの委託先に活動記録の提出を求め、業務の履行状況を確認し、業務の活動量と必要経費の妥当性を検証することとした。 (国保・自立支援課)</p>	<p>検討中</p>
<p>49-56</p>	<p>8 徳島県介護実習・普及センター運営事業</p>	<p>今後はプロポーザル方式を採用する等、その選択肢を拡張することも重要である。その結果、委託先が法人Kに決定されたなら、引き続き今後も、実習普及センターとしての運営を十分行うことができる施設、人員等の確認を行い、必要な経費を精査したうえで、委託契約を締</p>	<p>令和2年度の契約においても、施設の状況、人員及び所要経費等を考慮の上、プロポーザルにより委託先を選定した。 (長寿いきがい課)</p> <hr/> <p><参考：令和元年5月31日公表分></p>	<p>(その後の取組)</p>

<p>結し、事業の実施を検討していただきたい。(意見-22)</p>	<p>平成31年度は、施設の状況、人員及び所要経費等を考慮の上、プロポーザルにより委託先を選定した。 (長寿いきがい課)</p>	措置済み
	<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成31年度からプロポーザル方式を採用するとともに、事業委託先の選定に当たっては、施設の状況、人員や所要経費等を考慮の上、行うこととした。 (長寿いきがい課)</p>	検討中
<p>当該委託契約書には、その第8条において「乙(法人K)は、委託業務計画書を甲(徳島県)に提出し、甲の承認を受けなければならないものとする」という記載があるため、委託業務計画書の承認の年月日が契約書の年月日の後になっている。したがって、形式的には正しいものとはいえるが、実施計画書を吟味する前に契約の締結をし支出負担行為をするというのは実質的には正しいやり方であるとはいいがたい。 委託契約の締結は、本来、業務内容を吟味し、双方合意の上で締結すべきものであり、契約を締結した後に業務内容を吟味するのでは、もし業務内容について双方の意見が食い違ったような場合、不測の事態を招くことも想定される。 今後は、実施計画書を吟味したうえで委託業務の締結をし支出負担行為を行うようにしていただきたい。(意見-23)</p>	<p>令和元年度の契約においても、プロポーザル方式による事業提案時に、見積書と委託業務計画書を合わせて提出してもらい、委託業務計画書が妥当か確認した上で、契約を締結し、支出負担行為を行った。 (長寿いきがい課)</p>	(その後の取組)
	<p><参考：平成30年9月28日公表分> 契約内容の見直しを行い、平成30年度から、見積書と委託業務計画書を合わせて提出してもらい、委託業務計画書を承認した上で、契約を締結し、支出負担行為を行った。 (長寿いきがい課)</p>	措置済み
<p>決裁年月日、発送年月日の記載がないものが散見された。決裁年月日、発送年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-24)</p>	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載を徹底した。 (長寿いきがい課)</p>	(その後の取組)
	<p><参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの起案書の施行の際には決裁年月日等の入力を行っているものの、起案書への記載(手書き)ができていなかったため、意見を受け、当該起案書の決裁年月日等を記載し、是正した。 今後は、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、平成30年4月25日に開催した課内担当リーダー会議において、改めて、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の周知徹底を図った。 (長寿いきがい課)</p>	措置済み

		<p>今後は、県から詳細な項目の金額が記載された見積書の提出を求めるべきである。(意見-25)</p>	<p>令和元年度においても、プロポーザル方式による事業提案時に、各項目の金額が記載された詳細な見積書と委託業務計画書を合わせて提出させた。 (長寿いきがい課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度から各項目の金額が記載された詳細な見積書を提出させた。 (長寿いきがい課)</p>	措置済み
		<p>単位事業に占める当該随意契約は、金額的には総予算に占める割合は低い、税金を使う事業である以上軽視することはできない。 相手先である法人Kから提出された委託業務完了報告書に添付されている経費の明細書を見ると、経費明細の総額は10,136,000円となっている。その内訳は人件費(5,480,300円)と管理費(5,291,200円)の合計額から受講料収入(635,500円)を差し引くことにより算定されている。 この経費明細について、委員報酬、職員給与、水道光熱費等の詳細な記載があるにもかかわらず、県は関係証憑等との突合を行っておらず、業務完了承認書を送付している。 今後は業務完了報告書に記載された経費の明細書について、関係証憑等の提出を求める必要があるのではないだろうか。委託業務の履行確認を適正に行うためにも、関係証憑等を提出させ、可能な限り実績との突合を行い、実績値を把握することにより、次年度以降の予算編成および事業運営に役立てていただきたい。(意見-26)</p>	<p>平成30年度及び令和元年度の委託業務完了承認時において、委託先から完了報告書に添付された経費の明細書に係る関係証憑の提出を受け、突合を行い実績値を把握した。 また、平成30年度分の委託料精算書については、令和2年度予算の編成及び事業運営に役立てた。 (長寿いきがい課)</p>	措置済み
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度分から委託先に対し、経費に係る関係証憑等の提出を求め、実績との突合を行うこととした。 (長寿いきがい課)</p>	検討中
57-63	9 介護職員によるたんの吸引等研修事業	<p>公告の日から参加申込書の提出期限までの期間が約1週間しかなく、また企画提案書の提出期限までは参加申込書の提出期限から6日しかないので、実際に事業を行ったことのある事業者以外が参加しようとした場合には、かなり時間的にタイトであるように思われる。今後は、公告から参加申込書の提出期限まで、また企画提案書の提出期限までの時間を十分に確保する必要がある。(意見-27)</p>	<p>令和元年度事業に係るプロポーザルにおいては、公告から参加申込書の提出期限までの日数を「21日間(土日含む)」確保し、また、参加申込書の提出期限から企画提案書の提出期限までは「14日間(土日含む)」を確保して実施した。 (長寿いきがい課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度事業に係るプロポーザルにおいては、公告から参加申込書の提出期限までの日数を「16日間(土日含む)」確保し、また、参加申込書の提出期限から企画提案書の提出期限までは「14日間(土日含む)」を確保して実施した。</p>	措置済み

		(長寿いきがい課)	
<p>決裁年月日、発送年月日の記載がないものが散見された。決裁年月日、発送年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-28)</p>	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載を徹底した。</p> <p>(長寿いきがい課)</p>		(その後の取組)
	<p><参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの起案書の施行の際には決裁年月日等の入力を行っているものの、起案書への記載(手書き)ができていなかったため、意見を受け、当該起案書の決裁年月日等を記載し、是正した。 今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、平成30年4月25日に開催した課内担当リーダー会議において、改めて、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の周知徹底を図った。</p> <p>(長寿いきがい課)</p>		措置済み
<p>契約が確定するのは、契約担当者が相手方とともに契約書に記名押印することによるのであるから(地方自治法第234条第5項)、速やかに契約書を作成すべきであり、契約期間開始後3か月以上も経って契約書を作成するのは、あまりにも遅すぎる。契約書は適切な時期に作成しなければならない。(意見-29)</p>	<p>令和元年度においても、速やかに契約書を作成し、適切な事務処理に努めた。</p> <p>(長寿いきがい課)</p>		(その後の取組)
	<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度は速やかに契約書を作成した。今後とも速やかな事務処理に努める。</p> <p>(長寿いきがい課)</p>		措置済み
<p>相手先である法人Kから提出された委託業務完了報告書に添付されている経費の明細書を見ると、経費明細の総額は6,105,760円となっている。 その内訳は賃金(1,020,008円)、報償費(1,536,385円)、旅費(150,060円)、需用費(2,108,611円)、役務費(563,696円)、借損(727,000円)である。 この経費明細について、賃金、講師謝金、印刷製本、借上料等の詳細な記載があるにもかかわらず、県は関係証憑等との突合を行っておらず、業務完了承認書を送付している。 今後は業務完了報告書に記載された経費の明細書について、関係証憑等の提出を求める必要があるのではないだろうか。委託業務の履行確認を適正に行うためにも関係証憑等を提出させ、可能な限り実績との突合を行い、</p>	<p>事務処理が円滑に行えるよう、相手先に対し、契約締結の段階で関係証憑等の提出について事前に説明した。令和元年度においても、委託業務の完了承認の際には、完了報告書に添付された経費の明細書と関係証憑等との突合を行い、実績値を把握した。この結果を次年度以降の予算編成及び事業運営に役立てる。</p> <p>(長寿いきがい課)</p>		(その後の取組)
	<p><参考：令和元年5月31日公表分> 平成30年度の委託業務完了報告書に添付された経費の明細書と関係証憑等との突合を行い、実績値を把握した。この結果を次年度以降の予算編成および事業運営に役立てる。</p> <p>(長寿いきがい課)</p>		措置済み
	<p><参考：平成30年9月28日公表分></p>		

		実績値を把握することにより、次年度以降の予算編成および事業運営に役立てていただきたい。(意見-30)	平成30年度分から委託先に対し、経費に係る関係証憑等の提出を求め、実績との突合を行うこととした。 (長寿いきがい課)	検討中
64-70	10	高齢者いきいき生活サポート事業		
		<p>委託契約書にはその第4条において、「乙(法人R)は、次の各号に掲げる事項については、速やかに提出し、甲(徳島県)の承認を受けなければならない。」とし、その第1項で「実施計画書に関すること。」としており、契約締結後に実施計画書を提出することになっているため、事業実施計画書の承認の年月日が委託契約の締結の後になっている。したがって、形式的には正しいものとはいえるが、実施計画書を吟味する前に契約の締結をするというのは実質的には正しいやり方であるとはいいがたい。</p> <p>委託契約の締結は、本来、業務内容を吟味し、双方合意の上で締結すべきものであり、契約を締結した後に業務内容を吟味するのでは、もし業務内容について双方の意見が食い違ったような場合、不測の事態を招くことも想定される。</p> <p>今後は、実施計画書を吟味したうえで委託業務の締結を行うようにしていただきたい。(意見-31)</p>	<p>令和元年度の契約においても、平成30年度と同様、見積書と実施計画書を合わせて提出してもらい、実施計画書を承認した上で、契約を締結した。 今後も同様の手続きを行う。 (長寿いきがい課生涯健康室)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 契約内容の見直しを行い、平成30年度から、見積書と実施計画書を合わせて提出してもらい、実施計画書を承認した上で、契約を締結した。 (長寿いきがい課いきがい・活躍推進室)</p>	(その後の取組)
		<p>事業実施計画の承認について、その公印使用の年月日が平成29年4月11日となっている。つまり、事業が完了してから事業計画を承認したことになる。しかも、支出負担行為決議書の公印使用の年月日が平成28年5月20日になっていることから、事業計画を承認する前に債務負担をしたことになっており、適正とはいいがたい。</p> <p>今後は同様のことのないように注意していただきたい。(意見-32)</p>	<p>令和元年度の契約においても、平成30年度と同様、見積書と実施計画書を合わせて提出してもらい、実施計画書を承認した上で、契約を締結し、支出負担行為を行った。 今後も同様の手続きを行う。 (長寿いきがい課生涯健康室)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 契約内容の見直しを行い、平成30年度から、見積書と実施計画書を合わせて提出してもらい、実施計画書を承認した上で、契約を締結し、支出負担行為を行った。 (長寿いきがい課いきがい・活躍推進室)</p>	措置済み
		<p>見積書の提出、委託契約の締結に関する立案書において、決裁年月日、発送年月日の記載がなかった。決裁年月日、発送年月日は当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-33)</p>	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載を徹底した。 (長寿いきがい課生涯健康室)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの起案書の施行の際には決裁年月日等</p>	(その後の取組)
				措置済み

		<p>の入力を行っているものの、起案書への記載（手書き）ができていなかったため、意見を受け、当該起案書の決裁年月日等を記載し、是正した。</p> <p>今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、平成30年4月25日に開催した課内担当リーダー会議において、改めて、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の周知徹底を図った。</p> <p>(長寿いきがい課いきがい・活躍推進室)</p>		
	<p>委託業務完了承認の立案書の公印使用の年月日が平成29年6月1日となっているが、平成29年6月1日はすでに出納整理期間も終わり、平成29年度が始まっている時期である。その時期に業務完了の承認印が押されているというのは不相当と言わざるを得ない。今後は、遅くとも出納整理期間内に承認をする必要がある。(指摘-5)</p>	<p>平成30年度及び令和元年度の委託業務完了承認についても速やかに行った。今後とも、速やかな事務処理に努める。</p> <p>(長寿いきがい課生涯健康室)</p>	(その後の取組)	
		<p><参考：平成30年9月28日公表分></p> <p>平成29年度の委託業務完了承認は速やかに行った。今後とも速やかな事務処理に努める。</p> <p>(長寿いきがい課いきがい・活躍推進室)</p>	措置済み	
	<p>法人Rから提出された業務完了報告書には、実施した事業の内容は市町村別に詳しく記載されているが、添付されている委託料精算書には、支出については、報償費等の科目ごとの合計金額しか記載されておらず詳細な記載がなされていない。</p> <p>今後は、市町村ごとの団体が作成した委託料精算書の提出を求める必要があるのではないだろうか。当該精算書を提出させ、市町村ごとの実績値を把握することにより、次年度以降の予算編成および事業運営に役立てていただきたい。(意見-34)</p>	<p>令和元年度においても平成30年度と同様に、業務完了報告書の提出に際し、市町村ごとの委託料精算書の提出を受け、市町村ごとの実績値を把握した。</p> <p>また、平成30年度分の委託料精算書については、令和2年度予算の編成及び事業運営の参考とした。</p> <p>(長寿いきがい課生涯健康室)</p>	(その後の取組)	
		<p><参考：平成30年9月28日公表分></p> <p>市町村ごとの事業費の実績値を把握するため、平成30年度から契約内容を見直し、業務完了報告書の提出に際し、市町村ごとの委託料精算書を添付させることとした。この結果を次年度以降の予算編成および事業運営に役立てる。</p> <p>(長寿いきがい課いきがい・活躍推進室)</p>	措置済み	
71-76	1 1 徳島県認知症介護実践研修事業	<p>平成12年度と比較すると現在は社会福祉法人等の質、また同事業を実施できる規模をもつ法人の数も格段に増加しており、法人Sしか本事業を実施できないとは考えられない。</p> <p>もちろん法人Sの委託事業の成果については十分に理解できるところではあるが、今後は、同じコストでより高いレベルの事業が実施できるよう、プロポーザル方式の採用を考えることも重要な課題である。(意見-35)</p>	<p>指摘事項に基づき、事業方法の見直しの検討も含め、適切な事務処理を行った。</p> <p>(長寿いきがい課生涯健康室)</p>	(その後の取組)
		<p><参考：令和元年5月31日公表分></p> <p>平成31年度はプロポーザルにより委託先を選定した。</p> <p>(長寿いきがい課いきがい・活躍推進室)</p>	措置済み	
		<p><参考：平成30年9月28日公表分></p>		

	平成31年度からプロポーザル方式を採用することとした。 (長寿いきがい課いきがい・活躍推進室)	検討中
委託契約書の日付が平成28年4月15日であり、公印使用年月日(徳島県が契約書に記名押印した日)は、平成28年12月16日である。 これらは、あまりにも遅すぎる。契約書は適切な時期に作成しなければならない。(意見-36)	令和元年度及び令和2年度においても指摘事項に基づき、速やかに契約書を作成した。 (長寿いきがい課生涯健康室)	(その後の取組)
	<参考:平成30年9月28日公表分> 平成30年度は速やかに契約書を作成した。今後とも速やかな事務処理に努める。 (長寿いきがい課いきがい・活躍推進室)	措置済み
委託契約の締結の起案書に、決裁年月日の記載がなかった。決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-37)	徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載を徹底した。 (長寿いきがい課生涯健康室)	(その後の取組)
	<参考:平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの起案書の施行の際には決裁年月日等の入力を行っているものの、起案書への記載(手書き)ができていなかったため、意見を受け、当該起案書の決裁年月日等を記載し、是正した。 今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、平成30年4月25日に開催した課内担当リーダー会議において、改めて、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の周知徹底を図った。 (長寿いきがい課いきがい・活躍推進室)	措置済み
単位事業に占める当該随意契約は、金額的には総予算に占める割合は低くなっているが、税金を使う事業である以上軽視することはできない。 相手先である法人Sから提出された委託業務完了報告書に添付されている経費の明細書には、本委託業務を実践者研修とリーダー研修に分け、その経費が細分化されて表示されている。 これに対し、県は業務完了報告書に添付された経費の明細書について、関係証憑等との突合を行っておらず、業務完了承認書を送付している。 今後は業務完了報告書に記載された経費の明細書について、関係証憑等の提出を求める必要があるのではないだろうか。委託業務の履行確認を適正に行うためにも、関係証憑等を提出させ、可能な限り実績との突合を行い、	令和元年度の委託業務完了承認時において、委託先から完了報告書に添付された経費の明細書に係る関係証憑の提出を受け、突合を行い実績値を把握した。 また、平成30年度分の委託料精算書については、令和2年度予算の編成及び事業運営に役立てた。 (長寿いきがい課生涯健康室)	(その後の取組)
	<参考:令和元年5月31日公表分> 平成30年度の委託業務完了報告書に添付された経費の明細書と関係証憑等との突合を行い、実績値を把握した。この結果を次年度以降の予算編成および事業運営に役立てる。 (長寿いきがい課いきがい・活躍推進室)	措置済み
	<参考:平成30年9月28日公表分>	

		実績値を把握することにより、次年度以降の予算編成および事業運営に役立てていただきたい。(意見-38)	平成30年度分から委託先に対し、経費に係る関係証憑等の提出を求め、実績との突合を行うこととした。 (長寿いきがい課いきがい・活躍推進室)	検討中
77-81	1 2 中小企業の「稼ぐ力」サポート事業（四国4県連携販路開拓プロジェクト事業）	<p>今後は本事業の会場装飾代等、機構側でプロポーザル方式を採用する経費については、そのプロポーザルにオブザーバーとして参加する等、プロポーザルが適正に行われたかどうかの検証が必要である。(意見-39)</p>	<p>令和元年度においても（公財）とくしま産業振興機構が実施したプロポーザルの関係書類を精査し、適正に行われたことを確認した。 (新未来産業課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度事業で（公財）とくしま産業振興機構が実施したプロポーザルの関係書類を精査し、適正に行われたことを確認した。 (新未来産業課)</p>	措置済み
		<p>委託契約書に記載された年月日が平成28年6月1日であるのに対し、実際に公印が押され委託契約書が作成されたのは平成28年12月6日である。これは、あまりにも遅すぎる。契約書は適切な時期に作成しなければならない。(意見-40)</p>	<p>令和元年度においても指摘事項に基づき、速やかに契約書を作成した。現在も継続して取り組んでいる。 (新未来産業課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> （公財）とくしま産業振興機構と協議を行い、契約書の速やかな作成の必要性について相互確認し、平成30年度の契約書を作成した。 また、包括外部監査結果報告書を課内で回覧するとともに、速やかな契約書作成について周知徹底を図った。 (新未来産業課)</p>	措置済み
		<p>経費の明細書と関係証憑等との突合を行った結果として、委託事業に係った支出の実績値を把握しているのであれば、次年度以降の予算編成および事業運営に役立てていただきたい。(意見-41)</p>	<p>平成30年度及び令和元年度事業の業務完了時においても、経費の明細書と関係証憑等との突合を行い、委託事業に係った支出の実績値を把握した。また、平成30年度の結果を令和2年度当初予算編成の参考にするなど、現在も継続して当初予算編成及び今後の事業の効率的運営に役立てている。 (新未来産業課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成29年度事業の業務完了時においても、経費の明細書と関係証憑等との突合を行い、委託事業に係った支出の実績値を把握した。この結果を平成31年度当初予算編成及び今後の事業の効率的運営に役立てる。 (新未来産業課)</p>	措置済み
82-87	1 3 医療観光通訳育成・スキルアップ等事業			

再委託について、承諾なく可能なもの、書面による承諾があれば可能なもの、承諾できず不可能なもの、を区別する基準について、明確にすべきである。(意見-42)	業務委託において再委託が許される範囲の基準については、作成に着手しており、庁内各課と連携して明確化し、令和2年度中に再委託の基準を示す予定である。 (管財課)	措置中
	<参考：平成30年9月28日公表分> 再委託の基準の作成に向け検討中である。 (管財課)	検討中
契約が確定するのは、契約担当者が相手方とともに契約書に記名押印することによるのであるから(地方自治法第234条第5項)、速やかに契約書を作成すべきである。委託期間の終了後に、契約の締結及び再委託の承諾をするのは、遅すぎると言わざるを得ない。(指摘-6)	令和元年度の当課の契約においては、指摘事項に基づき、速やかに契約書を作成した。現在も継続して取り組んでいる。 (新未来産業課)	(その後の取組)
	<参考：平成30年9月28日公表分> 「医療観光通訳育成・スキルアップ等事業」は平成29年度以降、実施していないが、類似の事業である「健康・医療関連企業雇用拡大推進事業」について、平成30年度は速やかに契約書を作成した。 また、包括外部監査結果報告書を課内で回覧するとともに、速やかな契約書作成について周知徹底を図った。 (新未来産業課)	措置済み
決裁年月日、発送年月日の記載がないものが散見された。決裁年月日、発送年月日は当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-43)	徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載を徹底した。 (新未来産業課)	(その後の取組)
	<参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの立案文書の施行の際には決裁年月日等の入力を行っているものの、立案文書への記載(手書き)ができていなかったため、意見を受け、当該立案文書の決裁年月日等を記入し、是正を行った。 また、包括外部監査結果報告書を課内で回覧するとともに、決裁年月日等の記載漏れの無いよう周知徹底を図った。 (新未来産業課)	措置済み
当該随意契約の重要性から、本事業の効果とそれに対する費用の検証は重要課題である。事業実施実績報告書に添付されている経費の明細、従業員の業務日誌等を検討することにより、事業の内容については十分に理解できるところではあるが、費用の検証については不十分なものと思われる。	類似の事業である「健康・医療関連企業雇用拡大推進事業」について、平成30年度事業の業務完了時においても、委託先から経費の明細に係る関係証憑の提出を受け、突合を行い、委託事業に係る支出の実績値を把握した。この結果を令和2年度当初予算編成及び今後の事業の効率的運営に役立てた。 (新未来産業課)	(その後の取組)

		<p>今後は関係証憑等の提出を求め、費用の妥当性・適正性について検討することが必要である。委託業務の履行確認を適正に行うためにも、関係証憑等を提出させ、可能な限り実績との突合を行い、実績値を把握することにより、次年度以降の予算編成および事業運営に役立てていただきたい。(意見-44)</p>	<p>----- <参考：平成30年9月28日公表分> 「医療観光通訳育成・スキルアップ等事業」は平成29年度以降、実施していないが、類似の事業である「健康・医療関連企業雇用拡大推進事業」について、平成29年度事業の業務完了時において、経費の明細書と関係証憑等との突合を行い、委託事業に係る支出の実績値を把握した。この結果を平成31年度当初予算編成及び今後の事業の効率的運営に役立てる。 (新未来産業課)</p>	措置済み
88-93	14 プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業	<p>委託契約書に記載された年月日が平成28年4月1日であるのに、実際に公印が押され委託契約書が作成されたのは平成28年7月19日である。これは、あまりにも遅すぎる。契約書は適切な時期に作成しなければならない。(意見-45)</p>	<p>令和元年度の契約締結においても、速やかに契約書を作成した。 (労働雇用戦略課)</p>	(その後の取組)
		<p>見積書の提出依頼、委託契約締結の決裁、変更契約締結の決裁、業務完了承認の決裁、いずれにも決裁日の記載がなかった。決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後で確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-46)</p>	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載を徹底した。現在も関係規程に従い、適正に処理を行っている。 (労働雇用戦略課)</p>	(その後の取組)
		<p>事業年度内に再委託事業が終了したことは、実際にDVD映像をみて確認しているとのことであるが、委託先から、再委託の契約書、請求書、領収書などの提出を受</p>	<p>平成30年度、令和元年度については再委託は行っていないが、今後、再委託する場合には、再委託先を確認できる関係書類を提出させ、事前に承諾を行う。また、委託先から再</p>	(その後の取組)
		<p>----- <参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度の契約締結においては、早期に事務手続きを行った。 (労働雇用戦略課)</p>	措置済み	
		<p>----- <参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの立案文書の施行の際には決裁年月日の入力を行っているものの、立案文書への記載(手書き)ができていなかったため、意見を受け、当該立案文書の決裁年月日を記入し、是正を行った。 また、「文書事務の適正な執行について(平成30年4月13日付け行第7号・法第3号)」及び「文書事務の適正な処理について(平成30年6月4日付け法第27号)」の通知文を所属内全職員に周知し、今後はこのような不備が生じないように、徳島県文書規程などの関係規程に従い、適正に処理するよう努めることとした。 (労働雇用戦略課)</p>	措置済み	

		<p>けていないため、再委託先は記録上確認できない。</p> <p>どのような業者に再委託するかは、反社会勢力の関与を防ぐ意味でも把握しておくべき事柄であり、その点について十分な手続きがなされたとは言えない。再委託先はできる限り早期に把握するべきであるし、また、再委託に関する書類も委託先に提出を求めて保管しておくべきである。(意見-47)</p>	<p>委託の契約書、請求書、領収書等の提出を求め、再委託の契約内容の確認を行い、県において保管する。 (労働雇用戦略課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成28年度の事業については、速やかに委託先から再委託の契約書、請求書、領収書などの提出を受け、再委託の契約内容の確認を行い、県において保管した。 なお、平成29年度においては、再委託する際に事前に承諾を行い、再委託先を確認できる再委託契約書等の関係書類を遅滞なく県に提出させた。 今後とも、再委託の承諾に係る事務処理を速やかに行うよう努める。 (労働雇用戦略課)</p>	措置済み
		<p>再委託について、承諾なく可能なもの、書面による承諾があれば可能なもの、承諾できず不可能なもの、を区別する基準について、明確に定めるべきである。(意見-48)</p>	<p>業務委託において再委託が許される範囲の基準については、作成に着手しており、庁内各課と連携して明確化し、令和2年度中に再委託の基準を示す予定である。 (管財課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 再委託の基準の作成に向け検討中である。 (管財課)</p>	措置中 検討中
94-98	15 魅力あふれる「阿波とくしま」観光誘客促進事業の企画及び実施業務	<p>委託先から提出された見積書は、合計14,867,000円のところ、補助金1,700,000円、事業費12,957,000円、事務費210,000円としか区分けされていない。見積りの段階で、より詳しい内訳を提出させて、その金額の妥当性を確認しなければならない。妥当性の確認については、その経過を記録に残すことも必要である。(意見-49)</p>	<p>令和元年度においても、委託契約締結の際、見積書に各事業費の内訳を添付させることで見積金額の妥当性を確認した。また、「見積書チェックシート」により、見積金額の妥当性について複数人が確認した。 (観光政策課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度の委託契約締結の際、見積書に各事業費の内訳を添付させることで見積金額の妥当性を確認した。また、新たに「見積書チェックシート」を作成し、見積金額の妥当性について複数人が確認するよう改善を行った。 (観光政策課)</p>	(その後の取組) 措置済み
		<p>理由もなく基本書式から外れた内容の契約を締結してはならない。 再委託の承諾は、書面によることとおかなければならない。(意見-50)</p>	<p>令和元年度契約分においても、管財課が指定した基本書式を用い、再委託に関して書面による承諾が必要な旨を記載した。 (観光政策課)</p>	(その後の取組)

			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度契約分から、管財課が指定した基本書式を用い、再委託に関して書面による承諾が必要な旨を記載した。 (観光政策課)</p>	措置済み
		見積書の提出依頼、業務完了承認の決裁、いずれも決裁年月日と発送年月日が鉛筆書きであった。鉛筆書きでの記載は不適切である。(意見-51)	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等をボールペン書きで記載している。 (観光政策課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 当該見積書の提出依頼、業務完了承認の決裁年月日と発送年月日をボールペン書きに改めた。 今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で发出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図った。 (観光政策課)</p>	措置済み
		委託契約締結の決裁、前金払の決裁、いずれも決裁年月日と発送年月日に記載がなかった。 決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後で確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-52)	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載を徹底し、記載洩れがないことを確認した。 (観光政策課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの立案文書の施行の際には決裁年月日等の入力を行っているものの、立案文書への記載(手書き)ができていなかったため、意見を受け、当該立案文書の決裁年月日等を記入し、是正を行った。 今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で发出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図った。 (観光政策課)</p>	措置済み
99-101	1 6 徳島県観光ガイドマップの購入			
		購入伺い、見積書の提出依頼、検収伺い、いずれも決裁日の記載が鉛筆書きであった。鉛筆書きでの記載は不適切である。(意見-53)	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等をボールペン書きで記載している。 (観光政策課)</p>	(その後の取組)

			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 当該購入伺い，見積書の提出依頼，検収伺いの決裁年月日をボールペン書きに改めた。 今後，関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう，人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図った。 (観光政策課)</p>	措置済み
		<p>購入契約締結の決裁の起案書において，決裁日の記載がなかった。 決裁年月日は，当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後で確認するための重要な情報であるので，書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-54)</p>	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため，引き続き，通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに，起案書への決裁年月日等の記載を徹底し，記載洩れがないことを確認した。 (観光政策課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの立案文書の施行の際には決裁年月日の入力を行っているものの，立案文書への記載（手書き）ができていなかったため，意見を受け，当該立案文書の決裁年月日を記入し，是正を行った。 今後，関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう，人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図った。 (観光政策課)</p>	措置済み
102-105	17 vs 東京「おどる宝島！パスポート」キャンペーン事業実施業務	<p>見積書の提出依頼，委託契約締結の決裁，前金払伺い，委託業務完了承認の決裁，いずれも決裁日の記載がなかった。 決裁年月日は，当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後で確認するための重要な情報であるので，書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-55)</p>	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため，引き続き，通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに，起案書への決裁年月日等の記載を徹底し，記載洩れがないことを確認した。 (観光政策課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの立案文書の施行の際には決裁年月日の入力を行っているものの，立案文書への記載（手書き）ができていなかったため，意見を受け，当該立案文書の決裁年月日を記入し，是正を行った。 今後，関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう，人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図った。</p>	措置済み

			(観光政策課)	
		契約書に記載された年月日が平成28年4月1日であり、公印が使用されたのが平成29年2月14日である。これは、あまりにも遅すぎる。適切な時期に契約書を作成しなければならない。(意見-56)	令和元年度の契約締結についても、早期に事務手続を行った。 (観光政策課)	(その後の取組)
			<参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度の契約締結においては、早期に事務手続を行った。 (観光政策課)	措置済み
106-109	18 4Kライブラリー構築業務			
		契約書に記載された年月日が平成28年4月1日であり、公印が使用されたのが平成28年7月15日である。これは、あまりにも遅すぎる。適切な時期に契約書を作成しなければならない。(意見-57)	「4Kライブラリー構築業務」は平成28年度で終了したが、令和元年度の当課の契約締結については、早期に事務手続を行った。 (観光政策課)	(その後の取組)
			<参考：平成30年9月28日公表分> 「4Kライブラリー構築業務」は平成28年度で終了したが、平成30年度の当課の契約においては、早期に事務手続を行っている。 (観光政策課)	措置済み
		完了報告書の年月日、その承認日の立案日、決裁日、発送日が、いずれも平成29年3月31日である。また、委託業務完了承認書に記載された業務完了日、完了報告日、検査日も平成29年3月31日である。ところが、委託業務完了承認書に公印が押されたのは、平成29年3月30日である。 今後は、書面上矛盾が残るこのような事態が二度と発生しないようにしていただきたい。(意見-58)	「4Kライブラリー構築業務」は平成28年度で終了したが、令和元年度の当課の契約事務については、意見の趣旨を踏まえ、適正な執行を行った。 (観光政策課)	(その後の取組)
			<参考：平成30年9月28日公表分> 「4Kライブラリー構築業務」は平成28年度で終了したが、今後は意見の趣旨を踏まえ、契約事務の適正な執行に努める。 (観光政策課)	措置済み
110-115	19 ときめき★あわ旅～あわ文化体感博～における観光誘客促進事業			
		委託契約書の前文の契約当事者「乙」の記載は、「株式会社R徳島営業所」ではなく、委託契約の相手方である「株式会社R」としておかなければならない。 委託契約書の末尾の契約当事者「乙」の記載も、まず契約の主体である「株式会社R」について記載し、そのうえで、「株式会社R」の代理人である「徳島営業所所長」について記載するのが本来である。(意見-59)	「ときめき★あわ旅～あわ文化体感博～における観光誘客促進事業」は平成29年度で終了したが、令和元年度の当課の契約においては、管財課長名で発出された通知「委託契約書作成上の留意点について」の趣旨を踏まえ、契約当事者及び代理人の記載が適切にできていることを確認し、契約書を取り交わした。 (観光政策課)	(その後の取組)

	<p><参考：平成30年9月28日公表分> 管財課長名で発出された通知「委託契約書作成上の留意点について」の趣旨の徹底を図った。 また、「ときめき★あわ旅～あわ文化体感博～における観光誘客促進事業」は平成29年度で終了したが、平成30年度の当課の契約においては、契約当事者及び代理人の記載が適切にできていることを確認して、契約書を取り交わした。 (観光政策課)</p>	措置済み
<p>委託先からの提出書類の作成名義人が、委託先の代理人として委任状に記載された者であることを確認して、真正な代理人との間で取引を行わなければならない。 委託契約書の記名押印者が、委託先の代理人として委任状に記載された者であることを確認して、真正な代理人との間で契約書を取り交わさなければならない。(意見-60)</p>	<p>「ときめき★あわ旅～あわ文化体感博～における観光誘客促進事業」は平成29年度で終了したが、令和元年度の当課の契約においては、提出された書類の作成名義人及び契約書の記名押印者が、契約当事者から委任を受けた真正な代理人であることを確認した上で締結を行った。 (観光政策課)</p>	(その後の取組)
	<p><参考：平成30年9月28日公表分> 「ときめき★あわ旅～あわ文化体感博～における観光誘客促進事業」は平成29年度で終了したが、平成30年度の当課の契約においては、提出された書類の作成名義人及び契約書の記名押印者が、契約当事者から委任を受けた真正な代理人であることを確認している。 (観光政策課)</p>	措置済み
<p>理由もなく基本書式から外れた内容の契約を締結してはならない。 再委託の承諾は、書面によることとおかなければならない。(意見-61)</p>	<p>「ときめき★あわ旅～あわ文化体感博～における観光誘客促進事業」は平成29年度で終了したが、令和元年度の当課の契約においては、管財課が指定した基本書式を用い、再委託に関して書面による承諾が必要な旨を記載した。 (観光政策課)</p>	(その後の取組)
	<p><参考：平成30年9月28日公表分> 「ときめき★あわ旅～あわ文化体感博～における観光誘客促進事業」は平成29年度で終了したが、平成30年度の当課の契約においては、管財課が指定した基本書式を用い、再委託に関して書面による承諾が必要な旨を記載するよう改善している。 (観光政策課)</p>	措置済み
<p>見積書の提出依頼、契約締結の決裁、完了承認の決裁の、決裁日の記載が鉛筆書きであった。鉛筆書きでの記載は不適切である。(意見-62)</p>	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等をボールペン書きで記載している。 (観光政策課)</p>	(その後の取組)

			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 当該見積書の提出依頼，契約締結の決裁，完了承認の決裁年月日をボールペン書きに改めた。 今後，関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう，人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図った。 (観光政策課)</p>	措置済み
		<p>契約書に記載された年月日が平成28年10月25日であり，公印が使用されたのが平成29年3月22日であるのは，あまりにも遅すぎる。適切な時期に契約書を作成しなければならない。(意見-63)</p>	<p>「ときめき★あわ旅～あわ文化体感博～における観光誘客促進事業」は平成29年度で終了したが，令和元年度の当課の契約については，早期に事務手続を行った。 (観光政策課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 「ときめき★あわ旅～あわ文化体感博～における観光誘客促進事業」は平成29年度で終了したが，平成30年度の当課の契約においては，早期に事務手続を行っている。 (観光政策課)</p>	措置済み
116-120	20	「秋の阿波おどり～阿波おどり大絵巻～」イベント実施委託業務		
		<p>見積りの段階で，減額できる部分がないのか十分に検討し，その検討の経過を記録に残すことが必要である。 (意見-64)</p>	<p>令和元年度においては，前年度の開催実績を検証し，集客の乏しいものや事業効果の薄いものを廃止した上で，新たに集客が見込まれるイベントを企画するとともに，減額できる部分がないのか十分に検討し，その検討の経過を記録に残した。 (観光政策課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度においては，前年度開催時のアンケート結果等を検討し，集客の乏しいものや事業効果の薄いものを廃止した上で，新たに集客が見込まれるイベントを企画するとともに，減額できる部分がないのか十分に検討し，その検討の経過を記録に残した。 (観光政策課)</p>	措置済み
		<p>理由もなく基本書式から外れた内容の契約を締結してはならない。 再委託の承諾は，書面によることとおかなければならない。(意見-65)</p>	<p>令和元年度契約分についても，管財課が指定した基本書式を用い，再委託に関して書面による承諾が必要な旨を記載した。 (観光政策課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分></p>	

			平成30年度契約分から、管財課が指定した基本書式を用い、再委託に関して書面による承諾が必要な旨を記載した。 (観光政策課)	措置済み
		業務完了報告を受ける際に、外部に支払った部分については、可能な限り領収書や通帳等の支払関係証憑の写しを提出させておくべきである。(意見-66)	令和元年度の業務完了報告においても、委託先から外部に支払った部分についての領収書や振込証明書等の証憑書類を提出させ、確認を行った。 (観光政策課)	(その後の取組)
			<参考：平成30年9月28日公表分> 平成29年度の業務完了報告において、外部に支払った部分については、領収書や振込証明書等を提出させた。 (観光政策課)	措置済み
		再委託について、承諾なく可能なもの、書面による承諾があれば可能なもの、承諾できず不可能なもの、を区別する基準について、明確に定めるべきである。(意見-67)	業務委託において再委託が許される範囲の基準については、作成に着手しており、庁内各課と連携して明確化し、令和2年度中に再委託の基準を示す予定である。 (管財課)	措置中
			<参考：平成30年9月28日公表分> 再委託の基準の作成に向け検討中である。 (管財課)	検討中
		契約書に記載された年月日が平成28年8月26日であり、公印が使用されたのが平成29年1月13日である。これは、あまりにも遅すぎる。適切な時期に契約書を作成しなければならない。(意見-68)	令和元年度の契約締結においても、早期に事務手続を行った。 (観光政策課)	(その後の取組)
		<参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度の契約締結においては、早期に事務手続を行った。 (観光政策課)	措置済み	
121-126	2 1 海外発信及び海外との関係強化推進事業の企画及び実施業務			
		1 回限りのイベント的要素の強い本事業のような事業については、予算の枠を決めたあと、事業の詳細を詰めて確定していくという過程をたどらざるを得ない面がある。ただ、事業の中身よりも先に予算の枠が決まっていると、当該枠内で事業が実施されればよく、事業実施にあたっての効率性や経済性を考えることが後回しになりがちであるという側面があることは否定できない。事業の効率性や経済性を事後的に測るためにも、当該事業について、最終的にどのようなことが行われ、それにどのような経費が掛かったのかを把握することは不可欠であ	本事業については、平成30年度から県が直接実施しているが、今後、同様な事案があった場合には、委託先から事業の実施内容・成果等を確認できる資料の提出を受け、適正に保管することとしている。 (観光政策課海外誘客室)	(その後の取組)
		<参考：平成30年9月28日公表分> 平成28年度分は、監査実施期間中に委託先から事業の実施内容・成果を確認できる資料を取り寄せ、速やかに対応した。平成29年度分についても、事業成果報告書の提出を受		措置済み

<p>る。 本事業について担当課から提出された資料の中には、当初、各事業の実施内容や成果を確認できる資料はなかったものの、後に委託先から資料を取り寄せ、提出があった。また、今後は事業の実施内容や成果を確認するため、委託先から資料を取り寄せることにするとの方針表明があったことは評価できる。 今後もその資料のもつ意味合いを考え、的確な資料を残すようにしていただきたい。(意見-69)</p>	<p>け適正に保管するよう改善した。 (観光政策課誘客営業室)</p>	
<p>事業の担当課に事務局がおかれている任意団体に事業の委託をするのは、当該任意団体のメンバーが一堂に会し、実質的な協議をして方向性を定めることが必要であるなど、団体本来の役割を果たすことが期待できる場合に限定するべきである。(意見-70)</p>	<p>令和元年度においても、引き続き、県が直接実施している。 (観光政策課海外誘客室)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 担当課に事務局を置く任意団体への委託については、団体本来の役割を果たすことが期待できる場合に限定することとし、事業の内容を精査した結果、平成30年度から当該事業は、県が直接実施することとした。 (観光政策課誘客営業室)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>
<p>事業の一部が再委託されているところ、当該再委託先が選定された理由の説明は、再委託承諾申請書が1枚あるだけである。 当該申請書には、委託先が、再委託先を選定するため、平成28年9月9日から同月16日までの間、企画提案者を募集したうえ、委託業者審査委員会で審査し、再委託先を選定したとある。 当該選定手続きが適正に行われたことを確認できる資料も取得しておくべきである。(意見-71)</p>	<p>本事業については、平成30年度から県が直接実施しているが、今後、同様な事案があった場合には、委託先から再委託先の選定手続きが適正に行われたことを確認できる資料の提出を受けることとしている。 (観光政策課海外誘客室)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成28年度及び29年度分について、再委託先の選定手続きが適正に行われたことを確認できる資料を取得した。 (観光政策課誘客営業室)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>
<p>契約上、事業の一部を再委託するには、あらかじめ県の書面による承諾を得なければならないことになっているところ、公印使用の日付からみる限り、県の書面による承諾は、平成29年3月30日になされている。にもかかわらず、I社の徳島県国際観光テーマ地区推進協議会への業務完了報告書は、平成29年1月31日に出されており、同日までに再委託された一部の事業は終了している。県の書面による承諾がないまま、事業の一部が再委託されて実施されたことになっている。今後はこのようなことが発生しないようにしていただきたい。(意見-72)</p>	<p>本事業については、平成30年度から県が直接実施しているが、今後、同様な事案があった場合には、委託先から再委託を確認できる関係書類の提出を受け、事前に書面による承諾を行うこととしている。 (観光政策課海外誘客室)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 県として再委託の内容は把握していたものの、事務手続きが大幅に遅れてしまったため、今後はこのようなことが発生しないよう努める。 なお、平成30年度から当該事業は、県が直接実施することとしたため、再委託に係るものはなくなった。 (観光政策課誘客営業室)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>

		<p>上記のとおり、決裁年月日の記載のないものが散見された。決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見－73)</p>	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、立案文書に決裁年月日等を記載し、記載洩れがないことを確認している。 (観光政策課海外誘客室)</p> <hr/> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの立案文書の施行の際には決裁年月日の入力を行っているものの、立案文書への記載（手書き）ができていなかったため、意見を受け、当該立案文書の決裁年月日を記入し、是正を行った。 今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図った。 (観光政策課誘客営業室)</p>	<p>(その後の取組)</p> <hr/> <p>措置済み</p>
127-131	2 2 徳島県外国人観光誘客促進事業（V J 地方連携事業）の企画及び実施業務	<p>本事業も、1回限りのイベント的要素の強い事業であるから、「21」の事業と同様の観点からの注意が必要である。(意見－74)</p> <hr/> <p>本事業も、徳島県国際観光テーマ地区推進協議会という任意団体に委託して実施しているので、「21」の事業と同様の観点からの注意が必要である。 また、本事業についても、二つの事業が再委託されているところ、当該再委託先は、企画提案の公募により行われ、最も優秀な事業者が選定されたと理由の説明がある。ただ、選定手続きの具体的な経過は不明である。 二つの再委託契約はともに複数の委託者があり、国が選定手続きの取りまとめをしたとのことである。 委託先を通じて、再委託先がどのように選定されたのかを確認できる資料を取得しておくべきである。(意見</p>	<p>本事業については、平成30年度から県が直接実施しているが、今後、同様な事案があった場合には、委託先から事業の実施内容・成果等を確認できる資料の提出を受け、適正に保管することとしている。 (観光政策課海外誘客室)</p> <hr/> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成28年度分は、監査実施期間中に委託先から事業の実施内容・成果を確認できる資料を取り寄せ、速やかに対応した。平成29年度分についても、事業成果報告書の提出を受け適正に保管するよう改善した。 (観光政策課誘客営業室)</p> <hr/> <p>本事業については、平成30年度から県が直接実施しているが、今後、同様な事案があった場合には、委託先から再委託先の選定手続きが適正に行われたことを確認できる資料の提出を受けることとしている。 (観光政策課海外誘客室)</p> <hr/> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 担当課に事務局を置く任意団体への委託については、団体本来の役割を果たすことが期待できる場合に限定することとし、事業の内容を精査した結果、平成30年度から当該事業は、県が直接実施することとした。</p>	<p>(その後の取組)</p> <hr/> <p>措置済み</p> <hr/> <p>(その後の取組)</p> <hr/> <p>措置済み</p>

		<p>－ 7 5)</p>	<p>また、平成28年度及び29年度の再委託について、事業者選定手続きの取りまとめを行った国（運輸局）から選定手続きを確認できる資料を取得し、適正に行われていることが認められた。</p> <p>(観光政策課誘客営業室)</p>	
		<p>契約上、事業の一部を再委託するには、あらかじめ県の書面による承諾を得なければならないことになっているが、公印使用の日付からみる限り、ここでも県の書面による承諾がないまま、事業の一部が再委託されて実施されたことになっている。今後はこのようなことが発生しないようにしていただきたい。(意見－76)</p>	<p>本事業については、平成30年度から県が直接実施しているが、今後、同様な事案があった場合には、委託先から再委託を確認できる関係書類の提出を受け、事前に書面による承諾を行うこととしている。</p> <p>(観光政策課海外誘客室)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 県として再委託の内容は把握していたものの、事務手続きが大幅に遅れてしまったため、今後はこのようなことが発生しないよう努める。 なお、平成30年度から当該事業は、県が直接実施することとしたため、再委託に係るものはなくなった。</p> <p>(観光政策課誘客営業室)</p>	措置済み
		<p>決裁年月日の記載を書き洩らさないようにしていただきたい。(意見－77)</p>	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、立案文書に決裁年月日等を記載し、記載洩れがないことを確認している。</p> <p>(観光政策課海外誘客室)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの立案文書の施行の際には決裁年月日の入力を行っているものの、立案文書への記載（手書き）ができていなかったため、意見を受け、当該立案文書の決裁年月日を記入し、是正を行った。 今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図った。</p> <p>(観光政策課誘客営業室)</p>	措置済み
132-135	2 3 徳島県外国人観光誘客促進事業の企画及び実施業務			
		<p>本事業については、当初予算が15,600,000円であったのに、最終的な実績は、11,196,062円と当初予算の7割程度に止まっている。 しかし、そのような結果になった理由は、書類を一見しただけではわからない。予算編成時には、ある程度細</p>	<p>本事業については、平成30年度から一部を除き県が直接実施しているが、今後、同様な事案があった場合には、委託先から当初予算の項目に対応した実績報告の提出を求め、適正に保管することとしている。</p> <p>(観光政策課海外誘客室)</p>	(その後の取組)

<p>かく項目分けして、具体的に予算価格を積算しているが、それに対応する実績がどのようなものであるかを確認できる資料はみあたらない。これでは、多岐にわたる事業のうち、どの事業がどの程度実施され、どの事業は実施されなかったのかを確認することができないし、ひいては、個別の事業について、次年度以降にどのような形で具体的に事業を続けていくのか、また、続けていかないのかを判断するのに困ることになる。</p> <p>十分には資料が取得できていないと言わざるを得ない。少なくとも、実績の報告は、当初予算の段階のものに対応したものを提出するよう相手方に求め、それを保管しておくべきである。(意見ー78)</p>	<p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成28年度分について、当初予算の項目に対応した実績報告の提出を受けた。</p> <p>平成28年度に当初予算と比べて減額となった主な要因としては、「受入環境整備」として実施した事業者等向け助成制度申請実績に応じた減額や、「情報提供ツール・滞在コンテンツの充実」に関して、更新にかかる費用が発生しなかったこと、「各種観光情報の多言語化経費」について、パンフレットの増刷部数の減額等により、委託経費が減額となったものである。</p> <p>平成29年度分においても、当初予算の項目に対応した実績報告の提出を相手方に求め、適正に保管した。</p> <p>(観光政策課誘客営業室)</p>	<p>措置済み</p>
<p>本件事業も、徳島県国際観光テーマ地区推進協議会という任意団体に委託して実施しているので、「21」の事業と同様の観点からの注意が必要である。(意見ー79)</p>	<p>令和元年度においても、引き続き、一部を除き県が直接実施している。</p> <p>(観光政策課海外誘客室)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 担当課に事務局を置く任意団体への委託については、団体本来の役割を果たすことが期待できる場合に限定することとし、事業の内容を精査した結果、平成30年度から当該事業は、一部を除き県が直接実施することとした。</p> <p>(観光政策課誘客営業室)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>
<p>契約上、事業の一部を再委託するには、あらかじめ県の書面による承諾を得なければならないことになっているが、公印使用の日付からみる限り、ここでも県の書面による承諾がないまま、事業の一部が再委託されて実施されたことになっている。今後はこのようなことが発生しないようにしていただきたい。(意見ー80)</p>	<p>本事業については、平成30年度から一部を除き県が直接実施しているが、今後、同様な事案があった場合には、委託先から再委託を確認できる関係書類の提出を受け、事前による承諾を行うこととしている。</p> <p>(観光政策課海外誘客室)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 県として再委託の内容は把握していたものの、事務手続きが大幅に遅れてしまったため、今後はこのようなことが発生しないよう努める。</p> <p>なお、平成30年度から当該事業は、一部を除き県が直接実施することとしたため、再委託に係るものはなくなった。</p> <p>(観光政策課誘客営業室)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>
<p>決裁年月日の記載を書き洩らさないようにしていただきたい。(意見ー81)</p>	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、立案文書に決裁年月日等を記載し、記載洩れがないことを確認している。</p>	<p>(その後の取組)</p>

			(観光政策課海外誘客室)	
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの立案文書の施行の際には決裁年月日の入力を行っているものの、立案文書への記載（手書き）ができていなかったため、意見を受け、当該立案文書の決裁年月日を記入し、是正を行った。 今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図った。</p>	措置済み
			(観光政策課誘客営業室)	
136-139	2 4	地方創生インバウンド推進事業の企画及び実施業務		
		<p>本件事業も、徳島県国際観光テーマ地区推進協議会という任意団体に委託して実施しているため、「21」の事業と同様の観点からの注意が必要である。 また、本事業についても、四つの事業が再委託されているので、「22」の事業と同様の観点からの注意が必要である。 とりわけ、D社に再委託した「Tokushima Tourism Site [Toku NAVI]デザイン改修等業務」は、契約金額が4,097,682円にのぼり、担当課が直接契約するなら、100万円以上のホームページの改修にあたるため、徳島県ICT推進本部の調達管理委員会における調達前審査を受ける必要がある事業にあたる。このような手続きを潜脱するために委託・再委託の方法をとったとの疑念を残さないためにも、委託先が再委託先から資料や情報の提供を受け、担当課が同委員会における調達前審査を受けたことになると同様の結果になるような手続きを経るべきである。(意見-82)</p>	<p>本事業については、平成30年度から一部を除き県が直接実施しているが、今後、同様な事案があった場合には、委託先から再委託先の選定手続きが適正に行われたことを確認できる資料の提出を受け、適正に保管することとしている。 (観光政策課海外誘客室)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 担当課に事務局を置く任意団体への委託については、団体本来の役割を果たすことが期待できる場合に限定することとし、事業の内容を精査した結果、平成30年度から当該事業は、一部を除き県が直接実施することとした。 また、平成28年度及び29年度分について、再委託先の選定手続きが適正に行われたことを確認できる資料を取得した。 なお、D社に再委託した「Tokushima Tourism Site [Toku NAVI]デザイン改修等業務」については、委託先が再委託者の選定のために作成した公募にかかる資料等を取り寄せるとともに、徳島県ICT推進本部の調達前管理委員会に審査を依頼し、事後的ではあるが調達手続きに係る同意を得た。 (観光政策課誘客営業室)</p>	措置済み
		<p>契約上、事業の一部を再委託するには、あらかじめ県の書面による承諾を得なければならないことになっているが、公印使用の日付からみる限り、ここでも県の書面による承諾がないまま、事業の一部が再委託されて実施されたことになっている。今後はこのようなことが発生しないようにしていただきたい。(意見-83)</p>	<p>本事業については、平成30年度から一部を除き県が直接実施しているが、今後、同様な事案があった場合には、委託先から再委託を確認できる関係書類の提出を受け、事前による承諾を行うこととしている。 (観光政策課海外誘客室)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 県として再委託の内容は把握していたものの、事務手続き</p>	措置済み

			<p>が大幅に遅れてしまったため、今後はこのようなことが発生しないよう努める。</p> <p>なお、平成30年度から当該事業は、一部を除き県が直接実施することとしたため、再委託に係るものはなくなった。 (観光政策課誘客営業室)</p>	
		<p>決裁年月日の記載を書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-84)</p>	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、立案文書に決裁年月日等を記載し、記載洩れがないことを確認している。 (観光政策課海外誘客室)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの立案文書の施行の際には決裁年月日の入力を行っているものの、立案文書への記載(手書き)ができていなかったため、意見を受け、当該立案文書の決裁年月日を記入し、是正を行った。</p> <p>今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図った。 (観光政策課誘客営業室)</p>	措置済み
140-147	25 産業観光交流センター 音響反射板仕様検討業務・音響反射板製作業務			
	全体について	<p>本件のような新たに行うことになった事業については、その事業を行う必要性、相当性が後にも確認できるだけの資料を収集し、保管しておくべきである。</p> <p>また、本件事業で製作された音響反射板を設置することにより、音響がよくなったことを客観的に確認できる資料を収集し、保管しておくべきである。(意見-85)</p>	<p>引き続き、新たに行うこととなった事業について、事業の必要性や効果を示す詳しい資料を整備・保管することを課員に周知徹底し、適正な事務の執行に努めている。 (にぎわいづくり課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 徳島県において構造物の木質化を推進してきている中で、アスティとくしまは残されていた施設であったこと、また、多目的ホールがクラシック音楽に向かないと言われていたことから、本事業の目的は、アスティとくしまの木質化及び多目的ホールを生音演奏にも対応できるよう、可能な限り音響環境の改善を図ることによって、機能強化を図り、汎用性を高め、クラシックコンサートなど生音演奏での活用を増やしていくことであった。</p> <p>音響がよくなったことは、音響反射板設置後のクラシックコンサート参加者へのアンケートにより確認できたため、アンケート結果を保管することとした。</p> <p>今後は、県民の閲覧に供することを前提として、事業の必要性や効果を示すより詳しい資料を整備・保管するよう課員</p>	措置済み

		に周知徹底を図った。 (にぎわいづくり課)	
音響反射板仕様 検討業務について	本事業は、予定価格が1,500,000円と設定されている。しかしながら、その予定価格を算出した根拠の書類はなく、どのように予定価格が算出されたのか不明である。県契約事務規則第31条は、随意契約の場合であっても、予定価格は競争入札の場合に準じて定めなければならないとしているのであり、本事業の予定価格の設定は、不適切であると言わざるを得ない。(指摘-7)	引き続き、予定価格の設定に当たっては、市場価格の把握に努め、書面で整備・保管するよう課員に周知徹底し、適正な事務の執行に努めている。 (にぎわいづくり課)	(その後の取組)
		<p><参考：平成30年9月28日公表分> 本事業の予定価格については、前例のない業務であり金額の算出が困難であった中、1者から聞き取った見積金額を予定価格としたことについて不適切との指摘を受けたものであるが、本来は見積書を提出させるなど、根拠書類を保存しておくべきであり、さらに金額の客観性を確保するためには、複数から見積を徴収することが望ましいところであったことから、予定価格の設定に当たっては、より一層の市場価格の把握に努め、書面で整備・保管するよう課員に周知徹底を図った。 (にぎわいづくり課)</p>	措置済み
	本事業については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約がなされている。しかしながら、本事業については、3者から見積書が提出されている。複数それも3者が見積を出すことができている以上、本事業は同号に該当する事業であるということとはできない。また、予定価格が1,500,000円であり、1,000,000円を超えているのであるから、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による随意契約もできない。 本事業については、競争入札を実施する必要があるものであり、不適切な事務手続きによる随意契約がなされている。(指摘-8)	引き続き、契約事務の適正化について、定期的に職員への確認及び周知徹底を行うとともに、チェックリストを活用し、適切な契約方法であるか、複数人での確認に努めている。 (にぎわいづくり課)	(その後の取組)
		<p><参考：平成30年9月28日公表分> 今回の事案は、本来は競争入札により委託事業者を選定すべきところ、委託事業を適正に実施できると思われる3事業者から見積徴収を行い、最低額を提示した事業者と委託契約(随意契約)を締結したものである。 今回の指摘を受け、課内で情報共有を図り、契約事務規則や随意契約ガイドラインに基づく適正な事務執行を行うよう周知徹底した。 また、随意契約締結の立案の際に添付するチェックリストを作成し、適切な契約方法であるか複数人が確認することによって、再発防止を図った。 今後とも、契約事務の適正化について、定期的に職員への確認及び周知徹底を行い、適正な事務の執行に努めたい。 (にぎわいづくり課)</p>	措置済み
	契約が確定するのは、契約担当者が相手方とともに契約書に記名押印することによるのであるから(地方自治法第234条第5項)、速やかに契約書を作成すべきであり、委託業務の終了後5か月以上もあとになって契	令和元年度の当課の委託契約については、早期に事務手続を行い、引き続き、適正な事務の執行に努めている。 (にぎわいづくり課)	(その後の取組)

	約書を作成するのは、遅すぎると言わざるを得ない。(指摘-9)	<参考：平成30年9月28日公表分> 当該事業は終了したが、平成30年度の当課の委託契約については、早期に事務手続を行っている。 (にぎわいづくり課)	措置済み
音響反射板製作業務について	本事業は、予定価格が16,200,000円と設定されている。しかしながら、その予定価格を算出した根拠の書類はなく、どのように予定価格が算出されたのかは不明である。本事業の予定価格の設定も音響反射板仕様検討業務と同様、不適切であると言わざるを得ない。(指摘-10)	引き続き、予定価格の設定に当たっては、市場価格の把握に努め、書面で整備・保管するよう課員に周知徹底し、適正な事務の執行に努めている。 (にぎわいづくり課)	(その後の取組)
		<参考：平成30年9月28日公表分> 本事業の予定価格については、「仕様検討業務」で算出された事業費の見積金額を根拠に、最終的に16,200,000円と設定したものであったが、算出根拠が不明確との指摘となった。今後はこのような指摘を受けることのないよう、適正な事務処理について、課員に周知徹底を図った。 (にぎわいづくり課)	措置済み
	委託業者I社に見積書の提出を依頼する手続きにおいて、予定価格が砂消しゴムで訂正されている。砂消しゴムによる訂正は、許されない。(指摘-11)	引き続き、文書規程に基づく適正な事務の執行に努めている。 (にぎわいづくり課)	(その後の取組)
		<参考：平成30年9月28日公表分> 砂消しゴムの使用は一切禁止とし、文書規程に基づく適正な事務処理を行うよう、課員に周知徹底を図った。 (にぎわいづくり課)	措置済み
I社だけが本事業を実施できるというのであれば、そのことについてのより説得的な根拠を残しておくべきであるし、その根拠を裏付ける資料も残しておくべきである。(意見-86)	引き続き、随意契約とすることが適切であることを示すより詳細な資料を整備・保管するよう課員に周知徹底し、適正な事務の執行に努めている。 (にぎわいづくり課)	(その後の取組)	
		<参考：平成30年9月28日公表分> 本業務は、「音響反射板仕様検討業務」に基づき、音響反射板を製作する業務であるが、仕様検討業務において決定された仕様を満たし、確実に製作可能な事業者はI社のみと判断したが、作成した資料では説得的な根拠がないとの意見となった。 今後は、県民の閲覧に供することを前提として、随意契約とすることが適切であることを示すより詳細な資料を整備・保管するよう課員に周知徹底を図った。 (にぎわいづくり課)	措置済み
	本事業についても、委託業務の終了した約5か月後に	令和元年度の当課の委託契約については、早期に事務手続	(その後の取組)

		契約書が作成されているところ、契約書の作成が遅すぎると言わざるを得ない。(指摘-12)	<p>を行い、引き続き、適正な事務の執行に努めている。 (にぎわいづくり課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 当該事業は終了したが、平成30年度の当課の委託契約については、早期に事務手続を行っている。 (にぎわいづくり課)</p>	措置済み
148-151	26	渦の道 床面蓋改修工事		
		<p>本事業は、予定価格が47,520,000円と設定されている。これは、以前同様の事業を発注したときの経験などに鑑みて、そのような金額の設定をしたとのことである。過去の経験からそのように処理したのは、その後の見積額に照らしても、適当であったと思われる。</p> <p>また、本事業については、工事の竣工にあたり、金額を932,040円減額する変更工事請負契約が締結されており、最終的にも減額されている。</p> <p>今後も、本事業のように、具体的な事業に見合った金額を設定することを心掛けていただきたい。(意見-87)</p>	<p>引き続き、具体的な事業に見合った予定価格の設定に努めている。 (にぎわいづくり課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成29年度に実施した工事請負契約においても、予定価格の設定にあたっては、過去事例の経験などに鑑みて金額を設定した。</p> <p>また、必要に応じて変更工事請負契約を締結しており、今後も、具体的な事業に見合った金額を設定することを心掛けて参りたい。 (にぎわいづくり課)</p>	(その後の取組) 措置済み
		<p>契約書の前文の「受注者」の記載は、契約の相手方である「株式会社B」とし、契約書の末尾の「受注者」の記載も、まず契約の主体である「株式会社B」について記載し、そのうえで、「株式会社B」の代理人である「神戸支店支店長」について記載するのが本来である。(意見-88)</p>	<p>システム改修後においても、契約書の記載が適切な内容となっているか必ず確認するよう職員に周知徹底するとともに、チェック体制の強化に努めている。 (にぎわいづくり課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 契約書は「工事基礎情報管理システム」を用いて作成したものであるが、その記載が適切な内容となっているか必ず確認するよう職員に周知徹底するとともに、決裁を複数担当ラインで行うようチェック体制を強化した。</p> <p>また、今回システム上の問題で一部受注者の記載が適切になされていなかったことから、システムの所管課において適切な記載となるよう、平成30年4月に改修を行った。 (にぎわいづくり課)</p>	(その後の取組) 措置済み
		<p>上記のとおり、決裁年月日等の記載のないものが散見された。決裁年月日等は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-89)</p>	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を職員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載を徹底した。 (にぎわいづくり課)</p> <p>-----</p>	(その後の取組)

	<p>であり、当初の委託契約期間は平成28年度末までとしていた。しかしながら、予定していたよりも物件の探索に時間を要したこと、また、物件決定後においても、入居者の退去が平成29年4月になるということから、平成28年度内の事業完了が困難となったが、やむを得ないと判断した。</p> <p>当課において、類似の事業を実施する予定はないが、本事業のように、可能な限り早期に事業に着手し、事業完了を目指さなければならないものについては、当初の計画通りに事業を完了させるため、事業全体のスケジュールを念頭に置き、事務処理をスムーズに実施するよう、課内会議で周知徹底した。</p> <p>(もうかるブランド推進課)</p>	
<p>変更契約手続きをし、平成28年度分の業務完了承認をしたあと委託料を支払うという通常の処理をすべきところを、委託業務費前金払という形式を取ることにし、早期に支払いをしたようにみえる。委託業務費前金払を行うことの必要性及び相当性を確認できるだけの資料が十分ではない。(意見-92)</p>	<p>当該事業は平成29年度で終了しており、当課において類似の事業を実施する予定はないが、意見の趣旨を踏まえ、今後、前金払いをする場合は、必要性及び相当性を十分に確認できる資料を受託事業者から提出させるとともに、前金払の時期や必要性を慎重に判断した上で支払うこととしている。</p> <p>(もうかるブランド推進課)</p>	<p>(その後の取組)</p>
	<p><参考：平成30年9月28日公表分></p> <p>平成28年度事業に係る委託料の前金払いについては、受託事業者から「委託業務費前金払理由書」と費用の「内訳明細書」の提出があったため、契約書に記載のとおり、県と受託事業者双方の協議の上、必要と認められる範囲内で行ったものである。</p> <p>なお、委託料前金払いの請求の時期が平成29年3月と遅かったことから、平成29年度事業の実施においては、早期に必要な書類の提出を求め、委託料の一部について、前金払いの事務処理を行った。</p> <p>今後とも、前金払いをする場合は、必要性及び相当性を十分に確認できる資料を受託事業者に提出させるとともに、前金払の時期や必要性を慎重に判断した上で支払うよう、課内会議で周知徹底した。</p> <p>(もうかるブランド推進課)</p>	<p>措置済み</p>
<p>平成28年度分の委託業務完了承認がなされたのは、平成29年7月26日であり(公印使用の年月日)、業務完了のほぼ4か月後にその承認がなされるのは、余りにも遅すぎる。(指摘-13)</p>	<p>当該事業は平成29年度で終了したが、平成30年度及び令和元年度の当課の契約事務については、速やかに手続を行った。</p> <p>(もうかるブランド推進課)</p>	<p>(その後の取組)</p>
	<p><参考：平成30年9月28日公表分></p> <p>平成29年度事業の委託業務完了承認は、速やかに行った。今後とも事務処理を早急に行うよう、課内会議で周知徹底し</p>	<p>措置済み</p>

			た。 (もうかるブランド推進課)	
		D社とR社の再委託契約書の写しを取得しているが、R社に再委託する業務の内容を記載した再委託契約書「別添の『基本設計委託指針』」が添付されていない。これでは、どのような業務が再委託されたのかが確認できない。「別添の『基本設計委託指針』」を取得すべきである。(意見-93)	当該事業は平成29年度で終了したが、意見の趣旨を踏まえ、今後、同様の事案があった場合には、委託先から再委託を行う業務について確認できる関係書類の提出を受け、県において保管することとしている。 (もうかるブランド推進課)	(その後の取組)
			<参考：平成30年9月28日公表分> 今回の事案は、D社がR社に再委託する業務の内容について、D社との協議の中で事前に把握していたものの、取得していた再委託契約書には「別添の『基本設計委託指針』」が添付されていなかったものである。意見を受け、速やかに「別添の『基本設計委託指針』」を入手し、県において保管した。 (もうかるブランド推進課)	措置済み
		本事業は、業務完了により完成した施設を、受託事業者が県から転貸を受け、自ら運営することを前提としている。県は年間50,000,000円の賃料を支払い、受託事業者は県に年間20,000,000円の転貸賃料を支払うことになっている。 受託事業者が相当な金額の補助を受けて事業をするという側面があるのであるから、受託事業者との間で転貸借契約を締結するにあたっては、ひとり受託事業者だけが利益を得られるようなことにはならないよう、利益のいくらかを県に還元してもらう必要がある。そのため、担当課では開業前の平成29年12月に、単年度で利益が生じた場合は、その一部を翌年度の県主催事業に還元させる契約を締結したが、これが確実に実施されるのか、確認していく必要がある。(意見-94)	当該事業の決算について、引き続き、関係帳票等により、収支状況を正確に把握し、県主催事業への利益の還元が確実に履行されるよう確認している。 (もうかるブランド推進課)	(その後の取組)
			<参考：平成30年9月28日公表分> 当該事業の決算について、関係帳票等により、収支状況を正確に把握し、県主催事業への利益の還元が確実に履行されるよう確認している。 (もうかるブランド推進課)	措置済み
160-163	28	とくしまブランド推進機構発進事業（地方創生推進交付金対象事業）業務		
		委託料の返納依頼の「立案日」の記載が砂消しゴムで訂正されている。砂消しゴムによる訂正は許されない。 (指摘-14)	適正な文書事務の執行を図るため、引き続き、「文書事務の適正な執行について（通知）」の周知徹底を図るとともに、関係職員の相互確認による重層的チェックを行った。 (もうかるブランド推進課)	(その後の取組)
			<参考：平成30年9月28日公表分> 今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、課内会議を実施したほか、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図った。	措置済み

			(もうかるブランド推進課)	
		本件事業の手続きにおいて、決裁年月日及び発送年月日の記載がないものが散見された。今後は記載漏れのないようにしていただきたい。(意見－95)	徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載を徹底した。 (もうかるブランド推進課)	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 起案書は電子決裁システムを用いて作成しており、決裁の際にはシステムへ決裁日の入力を行っているものの、起案書(紙)への記載ができていなかったものである。 今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、課内会議を実施したほか、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図った。 また、本人が再度確認するとともに、立案者以外の者が、記載漏れがないか確認するよう改善した。 (もうかるブランド推進課)</p>	措置済み
		当初の委託契約について押印がなされたのは、平成28年5月11日である。契約は、契約担当者が相手方とともに契約書に記名押印することにより確定するのであるから(地方自治法第234条第5項)、当初の委託契約が確定したのは、平成28年5月11日になる。しかるに、支出命令は、契約が確定した日の前日の平成28年5月10日になされている。1日ではあるが齟齬が生じている。支出負担行為の決裁に時間を要したため、このような齟齬が生じたと考えられるとのことであるが、書類上は契約確定前に支出命令されたことになっている。支出命令が実行されたのは平成28年5月12日であり、事後的にみると処理に問題はないものとなっているものの、やはり実際に委託契約が確定していないのに支出命令するという事態は望ましくない。今後は、事務処理の日付において矛盾が生じないように手続きを進めていただきたい。(意見－96)	当該事業は平成29年度で終了したが、平成30年度及び令和元年度の当課の契約事務については、日付に齟齬が生じていないかどうか、立案者以外の者が確認を行い、適正に事務処理を行った。 (もうかるブランド推進課)	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 順序をおって適正に事務処理するとともに、日付に齟齬が生じていないかどうか、立案者以外の者が確認するよう、課内会議で周知徹底した。 (もうかるブランド推進課)</p>	措置済み
164-171	29 水産種苗生産業務委託事業			
		今後は、事業計画の提出を受けてから契約を締結する等、契約内容の一部変更を検討していただきたい。(意見－97)	令和元年度においても事業計画の提出を受けてから契約を締結しており、今後も同様の方法で契約を締結する。 (水産振興課)	(その後の取組)
			<参考：平成30年9月28日公表分>	

	<p>契約内容の見直しを行い、平成30年度から、事業計画の提出を受けてから契約を締結することとした。 (水産振興課)</p>	<p>措置済み</p>
<p>当該随意契約はあくまで単年度の契約であり、したがって過去の退職給与費が契約金額に含まれているのは適当ではない。今回のように、過去の退職給与費まで県が負担しなければならないのであれば、今回の随意契約とは区別して検討すべきではないだろうか。 担当者のお話では、平成29年度末において在職者に対する退職金の要支給額と退職給与引当資産は同額となっているということから、今後はこのような問題は生じることはないと思われるが、退職金の支給基準の変更等過去の退職金の金額に変動が発生したような場合には注意をしていただきたい。(意見-98)</p>	<p>現在、全ての職員が退職し、再任用として雇用しているため、退職金は発生する予定はないが、今後、新たな職員を雇用した場合は、金額の積算基礎について確認を行い、同様の事案が発生しないよう努める。 また、退職金に限らず、過年度の費用を負担する必要が発生した場合は、当年度の契約と区別して契約する等の対応を行う。 (水産振興課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 今後は、退職金の支給基準の変更等が発生した場合は金額の積算基礎について確認を行い、同様の事案が発生しないよう努める。 また、退職金に限らず、過年度の費用を負担する必要が発生した場合は、当年度の契約と区別して契約する等の対応を行う。 (水産振興課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>
<p>委託業務締結の決裁および業務実施計画の承認において、決裁年月日、発送年月日の記載がないものがあった。決裁年月日、発送年月日は当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き渡らさないようにしていただきたい。(意見-99)</p>	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載を徹底し、全ての立案文書に日付を記載している。 (水産振興課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの立案文書の施行の際には決裁年月日等の入力を行っているものの、立案文書への記載(手書き)ができていなかったため、意見を受け、当該立案文書の決裁年月日、発送年月日を記載し是正を行った。 また、通知文、「文書事務の適正な執行について(平成30年4月13日付け行第7号、法第3号)」の周知や課内協議等を行い、内部牽制体制の強化を図ると共に、担当者の適正文書事務に対する意識向上を図った。 (水産振興課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>
<p>実績報告の検査については、現在の検査に加え、社会保険料の妥当性の検討及び退職金規程の閲覧を行い、その妥当性を検証すべきである。(意見-100)</p>	<p>平成30年度の実績報告の検査においても、社会保険料の妥当性の検討及び退職金規程の閲覧を行い、その妥当性の検証を行った。 また、その結果については、委託業務完了検査結果状況調書に記載している。</p>	<p>(その後の取組)</p>

			<p>今後も同様の対応を継続する。 (水産振興課)</p>	
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成29年度の実績報告の検査から、現在の検査に加え、社会保険料の妥当性の検討及び退職金規程の閲覧を行い、その妥当性の検証を行っている。 また、その結果については、委託業務完了検査結果状況調書に記載することとした。 (水産振興課)</p>	措置済み
		<p>本事業の実績額は今後の事業においても重要であり、また次年度の予算・予定価格に影響を及ぼすことから、今後は予定価格と実績額との差異分析を行い、次年度以降の予定価格算定の参考にする必要がある。(意見-101)</p>	<p>平成30年度の変更契約を締結する際も、予算と決算の差異分析を行い、変更の理由として、決裁文書に記載している。この分析結果については、令和元年度以降の予定価格の算定の参考とした。 今後も同様の対応を継続する。 (水産振興課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成29年度の変更委託契約を締結する際に、予算と決算の差異分析を行い、変更の理由として、決裁文書に記載している。この分析結果については、平成31年度以降の予定価格の算定の参考とする。 (水産振興課)</p>	措置済み
172-179	30 エレベーター改修工事			
		<p>確かに、契約の性質上その相手先を限定せざるを得ないことは理解できるが、このような状況では県民の誤解を招く恐れがある。今後は、参考見積辞退届を実際に入手してから、見積書の提出依頼、見積書の入手、契約締結という流れを厳守すべきである。(指摘-15)</p>	<p>引き続き、県民の誤解を招くことがないように見積辞退の意思は口頭ではなく、辞退届により確認を行うことを課員に周知徹底し、契約事務の適正な執行に努めている。 (にぎわいづくり課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 今回の事務処理については、辞退の意思を口頭で確認していたが、参考見積辞退届を提出させるのが遅くなったところである。 今後は、契約事務の適正な執行に努める。 (にぎわいづくり課)</p>	措置済み
		<p>契約①においては見積結果及び契約の締結に関する起案書(上記(1)ク(ウ))、契約②においては工事請負契約の締結に関する起案書(上記(2)ク(エ))に決裁日、発送日の記載がなかった。決裁年月日、発送年月日は当</p>	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載を徹底した。</p>	(その後の取組)

	<p>該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-102)</p>	<p>(にぎわいづくり課・住宅課)</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 契約①について 電子決裁システムでの起案書の施行の際には、決裁日等の入力が必要となっており、施行と同時に起案書への記載(手書き)を行うことについて職員に周知徹底するとともに、当該起案書の決裁日等を記載し、是正を行った。 また、文書発送の際には記載がされているか担当と上司でダブルチェックを行うこととした。 (住宅課)</p> <p>契約②について 電子決裁システムでの立案文書の施行の際には決裁年月日等の入力を行っているものの、立案文書への記載(手書き)ができていなかったため、意見を受け、当該立案文書の決裁年月日等を記入し、是正を行った。 また、「文書事務の適正な執行について(平成30年4月13日付け行第7号・法第3号)」及び「文書事務の適正な処理について(平成30年6月4日付け法第27号)」の通知文を所属内全職員に周知し、今後はこのような不備が生じないよう、徳島県文書規程などの関係規程に従い、適正に処理するよう努めることとした。 (にぎわいづくり課)</p>	<p>措置済み</p>
	<p>契約書の前文の「受注者」の記載は、契約の相手方である「F株式会社」とし、契約書の末尾の「受注者」の記載も、まず契約の主体である「F株式会社」について記載し、そのうえで、「F株式会社」の代理人である「四国支店支店長」について記載するのが本来である。(意見-103)</p>	<p>システム改修後においても、契約書の記載が適切な内容となっているか必ず確認するよう職員に周知徹底するとともに、チェック体制の強化に努めている。 (にぎわいづくり課・住宅課)</p>	<p>(その後の取組)</p>
		<p><参考：平成30年9月28日公表分> 契約書は「工事基礎情報管理システム」を用いて作成したものであるが、その記載が適切な内容となっているか必ず確認するよう職員に周知徹底するとともに、決裁を複数担当ラインで行うようチェック体制を強化した。 また、今回システム上の問題で一部受注者の記載が適切になされていなかったことから、システムの所管課において適切な記載となるよう、平成30年4月に改修を行った。 (にぎわいづくり課・住宅課)</p>	<p>措置済み</p>
<p>180-185</p>	<p>3 1 沖洲マリンターミナル維持管理業務</p>	<p>契約書に東部県土整備局長の公印が押されているものの、公印使用の承認を得たことが確認できる公印承認ス</p>	<p>令和元年5月の東部県土整備局徳島庁舎内の連絡会議において「適正な会計事務の執行について」と題して、文書の適</p> <p>(その後の取組)</p>

<p>スタンプが押されていない。公印使用の承認を得た際に、公印承認スタンプの押印を受けなければならない。(意見-104)</p>	<p>切な処理について、職員に確認するよう指示を行い、適正な処理の徹底を周知した。 また、令和元年11月の同庁内の連絡協議において、「文書事務の適正な処理について」通知文書を職員に配布し、文書事務の適性な処理について繰り返し周知徹底を図った。 (東部県土整備局<徳島>)</p>	
	<p><参考：平成30年9月28日公表分> 監査の実施期間中に速やかに対応するよう努めることとし、平成29年度から、規則や規程等に基づく事務手続の改善を徹底し、適正な事務処理を行っている。 具体的には、 東部県土整備局徳島庁舎内の連絡会議において、平成29年11月には「立案時の注意」について、平成30年2月には「公印承認のゴム印の押印」について、それぞれ議題とするなど複数回にわたり、適切な事務処理が行われるよう周知徹底を図った。 また、平成30年3月には県土整備部長から県土整備部内の各所属長宛て、「適切な事務処理手続きの徹底について(通知)」を発出し、職員に周知した。 さらに、平成30年6月の庁内連絡会議で、外部監査結果を受けて適切な事務執行を図るよう、東部県土整備局全体に周知・徹底した。 (東部県土整備局<徳島>)</p>	<p>措置済み</p>
<p>見積りの段階で、内訳を提出させて、その金額の妥当性を確認すべきである。妥当性の確認については、その経過を記録に残すことも必要である。(意見-105)</p>	<p>令和元年度においても、見積書に内訳を記入させ、見積金額の妥当性を確認した。 また、「見積書チェックシート」による見積金額の妥当性について複数人が確認した。 (東部県土整備局<徳島>)</p>	<p>(その後の取組)</p>
	<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度契約分から見積書に内訳を記載させ、見積金額の妥当性を確認した。また、新たに「見積書チェックシート」を作成し、見積金額の妥当性について複数人が確認するよう改善を行った。 (東部県土整備局<徳島>)</p>	<p>措置済み</p>
<p>契約書を作成する際には、仮に同内容の契約であっても、安易に前年度の契約書どおりにするのではなく、その内容に不備がないか、基本書式に従っているか等、十分に確認し、不備等がある場合には修正しなければならない。 本事業において、再委託の承諾は、書面によることと</p>	<p>令和元年度においても、管財課が指定した基本書式を用い、再委託に関して書面による承諾が必要な旨を記載した。 また、受託者から「再委託承諾申請書」を提出させ、再委託の項目、内容及び金額を確認した上で再委託の承諾を書面により行った。 (東部県土整備局<徳島>)</p>	<p>(その後の取組)</p>

<p>しておかなければならない。(指摘－16)</p>	<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度契約分から、管財課が指定した基本書式を用い、再委託に関して書面による承諾が必要な旨を記載した。 また、受託者から「再委託承諾申請書」を提出させ、再委託の項目、内容及び金額を確認した上で再委託の承諾を書面により行った。 (東部県土整備局<徳島>)</p>	<p>措置済み</p>
<p>県としては、再委託について、承諾なく可能なもの、書面による承諾があれば可能なもの、承諾できず不可能なもの、の区別の基準について、明確に定めるべきである。(意見－106)</p>	<p>業務委託において再委託が許される範囲の基準については、作成に着手しており、庁内各課と連携して明確化し、令和2年度中に再委託の基準を示す予定である。 (管財課)</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 再委託の基準の作成に向け検討中である。 (管財課)</p>	<p>措置中</p> <p>検討中</p>
<p>本事業の委託金額の大部分を占める清掃業務が再委託されている。これは、委託の趣旨に反していると思われる。直接委託にすべきである。(指摘－17)</p>	<p>令和元年度においても「清掃業務」は別契約に分割し、その上で2号随意契約ではなく、競争入札による直接契約とした。 (東部県土整備局<徳島>)</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 本事業の業務内容は、「維持管理全般」「鍵の解錠・施錠」「清掃業務」であったが、委託契約の内容を見直し、平成30年度から「清掃業務」は別契約に分割した。そのうえで、「清掃業務」については、2号随意契約ではなく、競争入札による直接契約とした。 (東部県土整備局<徳島>)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>
<p>本事業における清掃業務は、直接委託にするべきであるが、その場合、2号随意契約とする理由はない。(意見－107)</p>	<p>令和元年度においても「清掃業務」については、2号随意契約ではなく、競争入札による直接契約とした。 (東部県土整備局<徳島>)</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 本事業の業務内容は、「維持管理全般」「鍵の解錠・施錠」「清掃業務」であったが、委託契約の内容を見直し、平成30年度から「清掃業務」は別契約に分割した。そのうえで、「清掃業務」については、2号随意契約ではなく、競争入札による直接契約とした。 (東部県土整備局<徳島>)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>
<p>執行伺い、見積書の提出依頼、経費支出伺い、いずれ</p>	<p>令和元年5月の東部県土整備局徳島庁舎内の連絡会議にお</p>	<p>(その後の取組)</p>

		<p>も決裁年月日と発送年月日に記載がなかった。 決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後で確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-108)</p>	<p>いて「適正な会計事務の執行について」と題して、文書の適切な処理について、職員に確認するよう指示を行い、適正な処理の徹底を周知した。 また、令和元年11月の同庁内の連絡協議において、「文書事務の適正な処理について」通知文書を職員に配布し、文書事務の適性な処理について繰り返し周知徹底を図った。 (東部県土整備局<徳島>)</p>	
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 監査の実施期間中に速やかに対応するよう努めることとし、平成29年度から、規則や規程等に基づく事務手続の改善を徹底し、適正な事務処理を行っている。 具体的には、 東部県土整備局徳島庁舎内の連絡会議において、平成29年11月には「立案時の注意」について、平成30年2月には「公印承認のゴム印の押印」について、それぞれ議題とするなど複数回にわたり、適切な事務処理が行われるよう周知徹底を図った。 また、平成30年3月には県土整備部長から県土整備部内の各所属長宛て、「適切な事務処理手続きの徹底について(通知)」を發出し、職員に周知した。 さらに、平成30年6月の庁内連絡会議で、外部監査結果を受けて適切な事務執行を図るよう、東部県土整備局全体に周知・徹底した。 (東部県土整備局<徳島>)</p>	措置済み
186-189	3 2 駐車場設備の保守、夜間警備及び維持管理業務	<p>契約書に東部県土整備局長の公印が押されているものの、公印使用の承認を得たことが確認できる公印承認スタンプが押されていない。公印使用の承認を得た際に、公印承認スタンプの押印を受けなければならない。(意見-109)</p>	<p>令和元年5月の東部県土整備局徳島庁舎内の連絡会議において「適正な会計事務の執行について」と題して、文書の適切な処理について、職員に確認するよう指示を行い、適正な処理の徹底を周知した。 また、令和元年11月の同庁内の連絡協議において、「文書事務の適正な処理について」通知文書を職員に配布し、文書事務の適性な処理について繰り返し周知徹底を図った。 (東部県土整備局<徳島>)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 監査の実施期間中に速やかに対応するよう努めることとし、平成29年度から、規則や規程等に基づく事務手続の改善を徹底し、適正な事務処理を行っている。 具体的には、 東部県土整備局徳島庁舎内の連絡会議において、平成29年11月には「立案時の注意」について、平成30年2月に</p>	措置済み

		<p>は「公印承認のゴム印の押印」について、それぞれ議題とするなど複数回にわたり、適切な事務処理が行われるよう周知徹底を図った。</p> <p>また、平成30年3月には県土整備部長から県土整備部内の各所属長宛て、「適切な事務処理手続きの徹底について（通知）」を発出し、職員に周知した。</p> <p>さらに、平成30年6月の庁内連絡会議で、外部監査結果を受けて適切な事務執行を図るよう、東部県土整備局全体に周知・徹底した。</p> <p style="text-align: right;">（東部県土整備局＜徳島＞）</p>	
	<p>再委託を承認する際に、再委託する業務の具体的な内容や予算額が明らかにされておらず、再委託を承諾するか否かの検討や判断が適切にできるとは思えない。再委託を承認する際に、再委託する業務の具体的な内容や予算額を明らかにさせるべきである。</p> <p>業務完了報告を受ける際に、再委託を行った業務についても、業務の具体的な内容、精算額、及び完了が確認できる資料を提出させておくべきである。（意見－110）</p>	<p>令和元年度においても、業務完了報告を受ける際に再委託を行った業務についても、業務の具体的な内容、精算額及び完了が確認できる資料を提出させ、再委託に問題がなかったことを確認した。</p> <p style="text-align: right;">（東部県土整備局＜徳島＞）</p> <hr/> <p><参考：令和元年5月31日公表分></p> <p>平成30年度は、業務完了報告を受ける際に再委託を行った業務についても、業務の具体的な内容、精算額及び完了が確認できる資料を提出させ、再委託に問題がなかったことを確認した。</p> <p style="text-align: right;">（東部県土整備局＜徳島＞）</p> <hr/> <p><参考：平成30年9月28日公表分></p> <p>平成30年度は、再委託する業務の具体的な内容や予算額を記載した「再委託承諾申請書」を受託者から提出させ確認した上で、再委託を承諾した。</p> <p>業務完了報告を受ける際には、再委託を行った業務についても、業務の具体的な内容、精算額、及び完了が確認できる資料を提出させ、再委託に問題がなかったかどうかの確認を行う。</p> <p style="text-align: right;">（東部県土整備局＜徳島＞）</p>	<p>（その後の取組）</p> <hr/> <p>措置済み</p> <hr/> <p>検討中</p>
	<p>執行伺い、見積書の提出依頼、経費支出伺い、再委託承諾伺い、各月の業務完了承認伺い、いずれも決裁年月日と発送年月日に記載がなかった。</p> <p>決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後で確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。（意見－111）</p>	<p>令和元年5月の東部県土整備局徳島庁舎内の連絡会議において「適正な会計事務の執行について」と題して、文書の適切な処理について、職員に確認するよう指示を行い、適正な処理の徹底を周知した。</p> <p>また、令和元年11月の同庁内の連絡協議において、「文書事務の適正な処理について」通知文書を職員に配布し、文書事務の適性な処理について繰り返し周知徹底を図った。</p> <p style="text-align: right;">（東部県土整備局＜徳島＞）</p> <hr/> <p><参考：平成30年9月28日公表分></p>	<p>（その後の取組）</p>

			<p>監査の実施期間中に速やかに対応するよう努めることとし、平成29年度から、規則や規程等に基づく事務手続の改善を徹底し、適正な事務処理を行っている。</p> <p>具体的には、 東部県土整備局徳島庁舎内の連絡会議において、平成29年11月には「立案時の注意」について、平成30年2月には「公印承認のゴム印の押印」について、それぞれ議題とするなど複数回にわたり、適切な事務処理が行われるよう周知徹底を図った。</p> <p>また、平成30年3月には県土整備部長から県土整備部内の各所属長宛て、「適切な事務処理手続きの徹底について（通知）」を発出し、職員に周知した。</p> <p>さらに、平成30年6月の庁内連絡会議で、外部監査結果を受けて適切な事務執行を図るよう、東部県土整備局全体に周知・徹底した。</p> <p style="text-align: right;">（東部県土整備局＜徳島＞）</p>	措置済み
--	--	--	--	------

報告書 ページ	項目	提言	講じた措置等	措置状況
191	まとめ プロポーザルの方法	<p>プロポーザルによる選定過程における参加の機会が実質的には十分に設けられていると言えるか疑問の持たれるものがあった。</p> <p>プロポーザルの方法をとるのであれば、参加を希望する者に参加するかどうかを検討する機会が実質的にあったと言える必要があるが、そのためには、プロポーザルの方法をとる場合の公正な基準を事前に設けておくことよい。</p> <p>また、基準を設定する際には、事後的に審査委員会のメンバーの公表をすることを検討するべきである。メンバーを公表することになると審査員のなり手を見つけにくくなるかもしれないが、審査員が誰であるかは、結果に直結すると誰しも思うことであり、それが事後的にどれ公表されることは、結果の公正さを担保することにつながる。事後に公表されることが分かれば、審査員もより真摯に職責を果たそうとすることも期待できる。</p>	<p>プロポーザルの方法をとる場合の基準については、作成に着手しており、庁内各課と連携して明確化し、令和2年度中に示す予定である。</p> <p style="text-align: right;">（管財課）</p> <p>----- <参考：平成30年9月28日公表分> プロポーザルの方法をとる場合の基準の作成に向け検討中である。</p> <p style="text-align: right;">（管財課）</p>	<p>措置中</p> <p>----- 検討中</p>